

白  
崎  
村  
郷  
土  
誌

## 白崎村郷土誌序

白崎村郷土誌成る矣、夫れ我が和歌山縣紀伊国は日向に亜ぐの旧邦にして、本郷土は太々古に、アイヌ種族の悽息せし地たりしは、白崎に現存せる洞窟に徴して明らかなり。

神武天皇が大和御東征の當時、御上陸あらせられしは、我が紀伊国にして、今より一千七百餘年前に應神天皇が武内宿禰に抱かれて、御上陸ましませは、本郷土なり。故に我等日夕接目する所の山岳丘陵は神武天皇及び應神天皇の震宸觀ましませし山岳丘陵なり。

試みに重山の頂巔に登踏して下瞰せば、紀伊水道は脚下に在りて、阿山淡嶋は目睫に入り、九州は其の西に當れり。加ふるに遠く太平洋より寄せ来る狂瀾怒濤は恰も南洋諸島の富が本郷土人士の漁撈を招けるに似たり。

且つ風光住絶にして眞に天輿の好郷土たるなり。然るに惜哉記録の遺留なきを以て、後世をして由緒を詳知すること能はざらしむるに至りしは、豈慨嘆の極みならずや。不肖正義乏を白崎村に受け、在職する事既に半歳を経過す。今にして自然と人分文との両誌を縮輯せざる可からずんば後進の青年をして、本郷土の由緒を識知することを得ざらしむるの慮有るを察し、散在せる古文書と古老の口碑とを枝折ると爲して辛くも素懷を逐果せり。

讀む者は唯一巻の回古顧録誌視せずして本郷土の往古を追想し、以て奮發興起せざる可からず。然らずんば則ち本紙編輯の意は荒む。

維時 大正四年乙卯 御大典の翌月三日

白崎村衙階上に於て

白崎村村長 土井正義 誌す

# 白崎村郷土誌目次

## 第一編 自然誌

一、位置

二、境界

三、面積及廣袤

四、地勢

イ 總説

ロ 山及山脈

ハ 河川

ニ 池沼

ホ 海岸

出入の多少

海岸線の延長

海底の浅深

海底の状況

五、地

潮流の有様

海岸の高低と廣狭

地体

地体の變遷

地質

地味

六、氣候

總説

氣温

雨量

風

附録

七、變災

## 第二編 人文誌

一、沿革

二、大字区劃

三、戸口

イ 人口

ロ 大字大引

ハ 大字吹井

二 大字神谷

ホ 戸数

ハ 大字大引

ト 大字吹井

チ 大字神谷

リ 各戸職業別

又 大字大引  
 ル 大字吹井  
 才 大字神谷  
 ワ 出稼人  
 カ 入稼人  
 四、官衙公署  
 イ 白崎村役場  
 口 白崎村受持巡查駐在所  
 五、經濟及財政  
 イ 歳出人表  
 口 村有財産  
 八 基本財産  
 六、生業  
 イ 農業  
 口 牧畜  
 八 林業  
 二 鉱業  
 七、教育  
 イ 沿革  
 口 孝費  
 八、神社  
 九、宗教  
 イ 沿革  
 口 寺院

ヨ 出移住人  
 タ 入移住人  
 レ 出寄留人  
 ソ 入寄留人  
 八 白崎村役場吏員  
 二 郡会議員  
 二 毎戸租税負担額  
 亦 貯金の状況  
 亦 漁業  
 へ 工業  
 ト 商業  
 チ 石灰  
 八 白崎村第一尋常高等小學校  
 二 白崎村第二尋常小學校  
 八 佛堂  
 二 天理教

十、	民俗	
イ	沿革	
ロ	現時の風俗	
一	服装	
二	食物	
三	家屋	
四	冠婚葬祭	
十一、	衛生	
イ	沿革	
ロ	総説	
八	健康状態	
十二、	交通	
イ	沿革	
ロ	総説	
八	道路	
二	橋梁	
十三、	各種団体	
イ	赤十字社	
ロ	神谷婦人会	
八	白崎村青年会	
二	大引青年会	
十四、	名所旧跡	
十五、	遺跡	
十六、	古今著名の人物評傳	

八	氣質	
二	言語	
ホ	犯罪	
二	医師	
ホ	施設	
ホ	車輪	
ハ	船舶	
ト	郵便	
チ	宿屋	
ホ	吹井青年会	
ハ	神谷青年会	
ト	尚武會	
チ	武徳會	

# 白崎村郷土誌

## 第一編 自然誌

### 一、位置

本郷土は、和歌山縣の中央部なる、日高郡の乾方に突出せる。海岸線の殆ど三里に延長せる半島にして、北緯三十三度五十七分二十八秒、東經一百三十五度五分四十一秒に位し、日高と有田との兩郡堺を爲せる鹿ヶ瀬山脈の、蜿蜒連豆起伏しつゝ西に走り、黒山及び八重越山に來たりて支脈と側脈とを分岐し、甲は直進して白崎山と爲り、乙は南折して重山と爲り、東方乃至南方に亘れる一帯は由良湾に臨み、西方は紀伊水道に臨み、大引と吹井と神谷との三大字が聯合して成立したる自治村なり。

### 二、境 堺

正北は八重越山の分水嶺を以て、大字大引と衣奈村の小引と相接し、北東は黒山の分水嶺を以て、大字大引と衣奈村の衣奈と相接し、正東は永井坂の頂嶺を以て、大字吹井と由良村の江の駒と相接し、東南は由良湾を隔てゝ、大字吹井と由良村の網代及び阿戸と相對し、正南は由良湾口を隔てゝ、大字神谷と志賀村の柏と相對し、遠く太平洋に連れる。水天髣髴間に徳島縣の阿波及び高知縣の土佐等両國の峰岳を望み、南西及び西北なる大字大引の西部に紀伊水道に面して、煙波渺茫裡に兵庫縣の淡路及び沼島の諸島嶼を望む。

### 三、面積及び廣袤

本郷土の面積及び其の内訳は左の如し

總面積 四〇三六畝二五步三三勺

内 訳

田地面積

四八三三畝〇九步

#### 四、地 勢

##### イ 總 説

畑地面積	七二三畝二六歩
宅地面積	二二八六一坪三三勺
山林面積	三三九八三畝二九歩
原野面積	九畝一七歩
その他面積	三四畝〇四歩
而して東西南北の幅員は	
東西	最長 三三町五五間      最短 一二町三八間二尺
南北	最長 二二町 三間二尺      最短 四町五一間四尺

本郷土の地勢たるや、山脈縦横に粉窮せるを以て、一見其系統を辨知し難しと雖も、要するに鹿ヶ瀬山脈が蜿蜒連亘起伏しつ、西走し、黒山及び八重越山に來たりて、支脈と側脈とを分岐し、一は直進して一本松山・鳥森山・三本松山・讀世山・白崎山と爲りて海に朝し、一は南折して重山となりて中央に聳立し、山岳丘阜もて殆ど全郷土を蔽ひ、北東及び中央部は隆起し周囲は陥凹し、水蝕作用に因りて北に白崎南に下出鼻の斗出せる状態は、恰も蝸牛が雙角を振り立て、西に向ひ葡萄匐するに似たり。

##### ロ 山 及 び 山 脈

本郷土は、山岳丘阜もて殆ど全郷土を蔽ひたれども、頂巔は概して嶮岩秃兀草木生せず唯山腹以下に肥料と爲すべき雜草と僅少なる薪材との繁茂せるのみ。且つ傾斜の度は多く急なるを以て一部分を除くの外未だ開拓に着手せざる所以は蓋し開拓の不可能なる個所の夥多なると、開拓の困難なるとに因れり。然れども近年は漸次に植林の必要なるを感じつゝ、あれば数十年後には樹木鬱蒼として炭材及び用材を伐採し得るの暁に到着せんこと、期俟するに敢えて難からざるなり。夫れ斯くの如く山岳丘阜の數多なるが故に、枚擧すること煩しければ今百呎以上の山岳のみを略記せん。

重 山 其の形状恰も鍋を倒置せしに酷似せるを以て、一に鍋山と呼稱し來れり。此の山

は八重越山より分岐南折して本郷土の中央部即ち大引の巽位、吹井の西位、神谷の子位に崛起して嶄然頭角を現せる高さ八百八十六呎なる郷土中の俊峯なり。此の頂上に東西七間・南北十七間の平地ありて此の処に觀音堂を建立せり。由良村眞宗蓮專寺に所藏せる記録に曰く(原文の儘)

宝治三年三月十八日建長と改元す宝治三年四月十八日とあるはいかゞ

宝治三年四月十八日大風大雨にて諸方大あれ此の日當湊にて船損事大小こめて二十七艘、人の死事五十三人、此の日白雲山海宝寺潰 此寺は西国十二番江州岩間寺の根本とかや依而此山に岩間ト云フ大石アリ コレヲ佛体石と申山の東表に有昔本尊居玉フ如也亦戒壇石西表有本尊八昔慈覺大師肥後国阿曾山より負 飯此山二九日難風ヲ遁給ひ此山に残候尤天台宗也(コノ寺札所番付ノ時哲山和尚朝眠シテ番二モレ江州二取切り番二入トカヤ夫ヨリ當山ヲ朝眠山トイフ)

當山の詠歌

白雲のたな引く岩間分け登り御法も深き海寺の庭

補陀落や峯にたなびく白雲の晴間くを照らす月影

同上(原文の儘)

一、累山觀音堂再建 文久元年辛酉四月十八日上棟 祝儀餅蒔致候此寺は古へ西国十二番江州岩間寺根本とかや、今に岩間佛体石といふ大石あり。本天台宗にして本尊薬師如来大引浦に御安産此寺潰而ヨリ六百十三年目の再建(コノ山重山ト云フ八不可也実ハアサネ山ト云フ也) 此山潰候も四月十八日亦再建の祝儀上棟も四月十八日也

とあり。编者案ずるに、該記録に據れば此山を朝眠山との名称を附せし迄を無名なりしが如し。焉んぞかくも近傍無比なる俊岳にして、古來無名なりしを了解し能はざる所なり。或は上世より鍋山と呼称し来たりしを、哲山和尚を冷笑してアサネ山と云ひしが、後にアと力と書き誤りてカサネ山と云ひしに非るか。又案ずるに傳へ聞く 西国三十三番の札所を創始せしは人皇第六十六代一条天皇の御宇なる長徳年間に花山法王の御創始なり、と果して然らば長徳年間は今より九百二十年前なるを以て、此の寺の開基は一千年前にして我が日高郡に在つては道成寺に並げる古刹なりしならん。夫より三百年乃至二百余年間継承せしが、人皇第八十九代後深草天皇の宝治三年、即ち建長元年己酉四月十八日に崩潰せり。建長元年己酉は今より六百六十七年前なり。これ即ち大字神谷の眞宗宝国寺の前身な



らん（宗教誌参照）。茲に附記して識者の判定を俟つ。

此の頂巔に攀登して下瞰すれば近くは隣傍各村の山岳丘陵及び鋸齒の如き海汀の出入及び漁場、遠くは紀伊水道及び太平洋上に忽にして黒雲翻へし忽ちにして白雨珠を跳らし忽ちにして狂風海を捲き忽ちにして怒濤天を蹴り万斛の汽船帆船も飄揚葉の如く波間に浮沈せる風光等一瞬間に集中し宛然一幅の活圖画に対向するが如し。明治三十四年辛丑に陸軍省測量課より此の頂上に二等三角点測量機を設置せられたり。

黒山 本郷土の良位に聳立せる高さ八百二十九呎にして重山に亜ぐ山岳なり。

八重越山 本郷土の西北に聳立せる高さ八百三呎にして黒山に亜げる山岳なり。

一本松山 八重山の西に続ける高さ六百十七呎の山岳なり。

鳥森山 一本松山の西に続ける高さ六百六十呎の山岳なり。

三本松山 鳥森山の西に続ける高さ五百六十呎の山岳なり。

読世山 三本松山の西に続ける高さ五百三十九呎の山岳なり。

白崎山 讀世山の西に続けて紀伊水道に斗出せる高さ百八十呎の山岳にして山脚海に没す。所謂蝸牛の<sup>右</sup>角なり。明治三十四年辛丑に陸軍省測量課より此

の頂上に三等三角点測量機を設置せられたり。

下山 大引の南神谷の北に在りて紀伊水道に斗出せる半島の中間に聳立せる高さ

三百八十八呎の山岳にして山脚海に没す。所謂蝸牛の左角なり。

## 八河川

本郷土は山岳丘阜もて殆ど全部を蔽ひて平坦なる地は少なく且つ傾斜の度急なりければ河川の僅少なるは自然の結果なり。今河川として視る可きものを略記せん。

### 大引

神田川 主源を東方吹井境堺の山中より発し、巾廣きは二間狭きは一間にして流長五百六十八間なり。耕地を涵養しつ、西流して大引湾に朝す。

能登川 は源を北方衣奈村境なる山中に発し巾廣きは五間狭きは三尺にして流長百七十一間なり。耕地を涵養しつ、南流して大引湾に朝す。大字中に此の川水を

汲みて飲料に供する者五・六十戸の多きに至れり。  
宮の川 は源を北方白崎山の溪谷より発し巾廣きは二間狭きは三尺にして、流長百五十二間なり。耕地を涵養しつ、南流して大引湾に朝す。

## 吹井

太田和川は流れを東方由良村境界なる山中より発し巾廣きは二間狭きは四尺にして流長五百五十二間なり。耕地を涵養しつ、西流し瀨濱田にて奥谷川と合流して由良湾に朝す。

## 奥谷川

は源を北方衣奈村境界なる山中より発し巾廣きは三間狭きは一間にして流長四百二十三間なり。他の溪流を併せて耕地を涵養しつ、南流し、濱田にて太田和川と合流して由良湾に朝す。

## 神由谷

### 小溪川

は源を北方重山の東部の山腹より発し巾廣きは二間一尺狭きは二尺にして、流長百二十七間なり。耕地を涵養しつ、大字の東部を南流して由良湾に朝す。

## 二池沼

本郷土は数個の池を有すれども孰れも面積五反以下にしあれば少間旱魃にも損害を被るが故に穿池の計画は無きにしもあらざれども如何せん山岳の傾斜急度なるを以て貯水の個所を得ること至難なりければ依然旧来の儘に持続しつ、あり。

## 水海岸

### 出入の多少

唯北方のみ鹿ヶ瀬山脈の連亘せるあれども東南西の三方は由良湾及び紀伊水道に面し東方は大字吹井に湾入深く南西は大字神谷と大引との中間に下の鼻嶋の海中に突出せると大字大引に白崎岬の斗出せるに依り海岸の屈曲も亦甚だ多し。

### 海岸線の延長

本郷土は北方の一部のみ山脈に接続したれども東南西の三方は海に濱せるを以て、其の延長は貳里貳拾壹町四拾五間余に達せり。

海底の浅深

本郷土の丘岳は傾斜極めて急なるを以て海底は直に深けれども大引湾にニヶ所と神谷に一個所の遠浅有るを以て該三個所に於いて地曳網を使用しつゝあり。

海底の状況

多くは岩石にしあれど大引湾の海底は泥砂なりき。

潮流の有様

本郷土の位置たるや西の一方のみ紀伊水道に面したれども白崎岬と日の岬の中間に湾入せるを以て潮流に於て多大なる關係を有せざれども黒潮の上下するに方つて、海流に稍影響するのみなりき。

海岸の高低と廣狹

本郷土の山岳は海汀際までも傾斜の度急なりければ海岸は渾て高けれども往々底き所無きにしも非ず。三大字中の海岸は廣き個所は少なけれども区劃の正しくして廣濶なるは大引浜の右に出づるもの無し。

## 五、地 体

地形の変遷

地形と地質とによりて推考せば、本郷土の太々古は海面なりしを漸次に潮水減退して陸地を残せしは、全郷土の岩石擧つて水成岩なるを以て徵證するに足れり。白崎の岬頭に現存せる洞窟はコロボツクル即ち土蜘蛛種族が或はアイヌ種族が棲息せしを證するに足れども近古以来海水増加して満潮の際に洞中に海水の浸入しつゝあり、これ其の変遷の概畧を識知し得べきなり。

地 質

本郷土の地質は前項に記録せし如く渾て水成岩にして熟れも石灰石の質を帶ぶ。故に輓近に至りて他郷土より二・三のセメント会社社員來りて、人夫を役使して原料の掘採に従事しつゝあり。これぞ所謂本郷土の特殊なる天輿の産物にぞある。(生産誌参照)

地 味

地味は大字の異なるに従ひ差無きこと能はざりければ茲に大字別に畧記せん。

大引 は其の色灰砂色にして質善良ならず。稲梁菜茶に不適當にして麥類に稍適せり。

吹井 は其の色淡褐色にして質稍善良なるを以て諸種の耕作物に適せざるには非れども水利の便に宜しきに缺けたるが故に動もすれば旱害の憂患あり。

神谷 其の色灰砂色あり淡褐色ありて一様ならず。稲梁に不適當なれども麥作には稍適せり。

## 六、気 候

### 総 説

我が和歌山縣は氣候総じて温暖なり。殊に本郷土の如きは温帯と亜熱帯との中間たるは、南洋諸島の樹木たる榕樹の生育繁茂せるを以て徴するに足れり。又近年本縣及び本郡の當局者が稲梁の二回作を研究しつゝあるは、これ温暖なるに因つて然るなり。然れども海風の強きが爲めに、数個月間に儘力せし作物も、一朝にして枯死するの危難を免れず。

### 気 温

本郷土の気温は温和にして朔風凜烈なる三冬も氷点以下に降ること無く炎熱焚くが如き三伏も数次海風吹き來りて比較的清凉なりければ九十五度を昇りし事なし。四季中に唯春秋の二季は短くして夏冬の二季は長し。百花爛漫中に雨季襲來し、他地方の梅雨中に炎暑の候を現はし颱風期を経て纔に金風の袂を払ふを覺え、柿・櫨・楓・蔦等の紅葉は艶を競ひ麗を争ひて風光の美を飾ること旬日にして飄落し、文人墨士をして吟賞せしむるの時日を有せず。而して最高温度は毎年八月上旬より九月上旬に至る四十日間に亘り、最低温度は一月中旬より二月下旬に至る四十日間に亘れり。

### 雨 量

雨量の誌を編するに方つて、雨量と雨日の別を記せざる可からず。夫れ我が和歌山縣は、他府縣に比して一般に雨量多し。殊に東牟婁郡新宮の如きは全国中の雨量最多地方たり。然れども降雨の日数は必ずしも多きに非るは、解すべからざるに似たれども、其の實際は劇雨多き結果に外ならず。本郷土も又紀伊水道に面せるを以て、海風の劇雨を送り來りけ

## 風

れば、これを日高郡中の山間地方に比すれば、雨日僅少にして雨量多し。而して雨日の最も多きは梅雨期の六月にして、最も少なきは最低温度の一月下旬乃至二月中旬なり。降雪は極めて少なく、寒威酷烈なる黄昏六花片々空に翻る。翌旦戸を推せば銀世介の觀象なきにしも非れども、旭日天に沖すれば直ちに溶解して、全一日間を保たず。霰雹は夏期稀に降れども農作物に損傷を加ふることは絶無なりき。

四季の中、春は曇天多くして東風吹き荒み、夏は陰晴常ならず。忽ち曇りて夕立降り麗ぎ、忽ち南風送り来たりて黒雲を吹き払ひ、秋は快晴連日に亘りて、西風颯々たり。冬は晴天多けれども時々黒雲天空を覆ひ、北風凜々として大抵3位の強度を占めせり。

## 附録

編者は今茲に数年間の統計を掲載して詳説せんと欲すれども、其材料に乏しければ正確なる数字を表出すること殆ど困難なり。故に誤謬の多からんよりはと思慮し、他日の精査に譲ることゝ爲したり。

編者按ずるに本郷土の氣候温暖なるは人をして怠惰ならしめ、確乎不拔なる精心の惹起を沮害するは概嘆の極みにぞある。概括すれば、夫の颱風は俗にニツ八月と云へるが如く、春秋の二季に襲来すれども、其の農事に害有るは専ら秋季に在り。然れども本郷土に於て農事に主なる大字吹井の如きは地理上自ら颱風を避けたれば敢えて恐怖するに足らざれども激瀾怒濤の起り来りて漁業の被害を爲すこと実に多大なりと云ふ可なり。

## 七、変災

古代に在っては文献缺けて存せず。故に之を推考して調査すること能はず。戦国時代に在っては、人々其の堵に安んぜずして、従つて記録の遺留なければ古老の口碑と各地に散在せる古文書等を綜合して略記せんに。

今より千二百五十年前なる文部天皇の大宝元年辛丑八月十四日に海溢れて、田畑を被害し同月二十一日に大風起りて家屋を破り禾稼を損傷す。  
今より一千二百年前なる同天皇の慶雲三年丙午に大飢饉ありて賑貸せらる。

今より一千二百年前なる元正天皇の靈龜元年乙卯に大飢饉ありて賑貸せらる。  
今より一千一百八十四年前なる聖武天皇の天平四年壬申に五穀登らず大税を賑貸せらる。  
今より一千一百七十九年前なる同十九年丁亥に飢饉ありて賑給せらる。  
今より一千一百五十一年前なる称徳天皇の天平神護元年乙己に飢饉ありて賑給せらる。  
今より一千一百四十四年前なる光仁天皇の宝龜三年壬子八月六日に大風雨ありて損害多し。  
今より一千一百三十七年前なる桓武天皇の延暦八年己巳に飢饉ありて賑給せらる。  
今より一千一百二十六年前なる同九年庚午にも亦飢饉ありて賑給せらる。  
今より一千一百二十五年前なる同十年辛未にも亦大飢饉ありて賑給せらる。  
今より一千一百十七年前なる同十八年己卯にも近年稀なる大飢饉ありて各地大に因頓を極む。  
今より一千一百一十一年前甲廉申八月十日に暴風大雨ありて被害頗る多し。  
今より一千〇五十六年前なる清和天皇の貞観二年庚辰九月十四日大風吹き荒み沿海の地は潮水溢れて、  
人畜の被害大なりき。  
今より一千〇五十年前なる同八年丙戌に飢饉ありて餓死せし者多かりき。  
今より一千〇三十八年前なる陽成天皇の元慶二年戊戌九月二十六日に風雨晦冥雷電激烈にして被害甚  
しかりき。  
今より九百二十八年前なる一条天皇の永延二年戊子八月十三日に大風吹き起りて被害多大なりき。  
今より八百九十五年前なる後一条天皇の治安元年辛酉八月に霖雨連日に亘りて五穀登らず餓死せし者  
多かりき。  
今より七百九十七年前なる鳥羽天皇の元永二年己亥に飢饉ありて餓死せし者頗る多かりき。  
今より七百八十年前なる崇徳天皇の保永二年丙辰に天下大に飢饉し棄児せしもの多かりき。  
今より七百六十三年前なる近衛天皇の仁平三年癸酉に禾稼登らず人々大々的困頓を極めたりき。  
今より七百三十六年前なる安徳天皇の治承四年庚子十一月二十六日より大地震あり三日間休息せざり  
き。  
今より七百三十五年前なる同天皇の養和元年辛丑に兵乱と旱魃と疫癘と連発して加ふるに五穀登らず  
して餓死せし者多かりき。  
今より六百八十六年前なる後堀川天皇の寛喜二年庚寅の六月より七月に亘りて六十日間大に旱魃し且  
つ八月一日頃より大風ありて禾稼登らず餓死者頗る多かりき。  
今より六百八十五年前なる同三年辛卯に大飢饉し死屍路に　ち米一斛の直一貫文に至り昨春より今  
年に全り餓死せし者三分の一に至れり。  
今より六百六十七年前なる後深草天皇の建長元年己酉四月十八日に暴風吹き荒みて本郷土の被害頗る  
多く重山の白雲山海宝寺の全部潰崩したりき。  
今より六百五十九年前なる同天皇の正嘉元年丁己に大旱魃大地震加ふるに疫癘流行し多くの餓死者を  
出せり。

今より六百五十七年前なる龜山天皇の正元元年己未六月に二・三月の如き寒冷にして五穀登らず大に飢餓し死者其の数を知らず百文の直僅に小升三升に及べり。  
今より六百五十三年前なる同天皇の弘長三年癸亥八月十五日に大風ありて禾稼を傷け家屋を破りたりき。

今より五百九十四年前なる後醍醐天皇の元亨二年壬戌六月より数個月間旱魃継承して耕地に青苗なく餓孚野に充ちて飢人地に倒れ粟一石の價三千文に達したりき。

今より五百八十五(五九五)年前なる同天皇の元亨元年辛未(酉)七月三日に大地震動して岬角嶋嶼の形状に変更を生ぜしもの少なからず。

編者案ずるに本郷土の白崎の洞窟に海潮の侵入し創めしは或は此の際ならん。記して考古家の調査を俟つ。(人文誌参照)

今より五百五十五年前なる後村上天皇の正平十六年辛丑八月二十四日地大ひに震ひたりき。

今より四百五十九年前なる称光天皇の応永二十八年辛丑旱魃と疫癘と飢饉と相亜ぎて臻り諸国の道饑相枕し日日死屍を車載して棄てしもの少なからず。本郷土の困難も亦多大なりき。

今より四百十八年前なる正親町天皇の弘治三年丁己に旱魃数月に亘りて飢饉餓孚相望みたりき。  
今より三百三十一年前なる同天皇の天正十三年乙酉に禾稼登らず大に飢饉して餓孚相望み人々草根を

茹茹ひて幸く生命を保持せり。此の年豊臣氏の兵来りて、龜山城を攻め吹井城を陥落せしめし等にて人心恟々たり。加ふるに十一月二十九日に大地震動したりき。

今より三百二十年前なる後陽成天皇の慶長元年丙申閏七月十二日地大いに震ひ丘岳崩れて泥水湧出し海水溢れて家屋蟄陥し人蕃畜の死傷も又無等にして冬季に至りても尚止息せざりき。

今より三百十一年前なる同十年乙己八月に連日大風吹きて禾稼を損傷したりき。  
今より三百二十年前なる後水尾天皇の慶長十七年壬子六月二十一日に大風吹き荒みたりき。

今より二百七十四年前なる明正天皇の寛永十九年壬子春季乃至夏季間に大飢饉し米一石の價七・八十匁に達したりき。

今より二百九年前なる同天皇の宝永四年丁亥十月四日未上刻に地大いに震いて海大に溢れて被害多大なりき。

今より二百年前なる中御間天皇の享保元年丙申十二月六日申刻に大地震動したりき。  
今より百八十四年前なる同十七年壬子に蝗害ありて人々飢饉し降雨ありて耕地を漂流したりき。

今より百六十年前なる桃園天皇の宝曆六年丙子九月十六日に暴風大雨ありて被害多大なりき。  
今より百五十一年前なる同天皇の明和二年乙酉七月三日大雨ありて禾稼の被りし損害少ないからざりき。

今より百三十三年前なる光格天皇の天明三年癸卯に五穀登らずして人々困難を極めたりき。  
間より百八年前なる同天皇の文化五年戊辰五月二十五日に大風雨ありて禾稼を損害したりき。

今より八十年前なる仁孝天皇の天保七年丙申五・六の兩個月霖雨降り続き寒冷なりしこと嚴冬の如く。

且つ七・八月の兩個月大風暴雨数次至りて、五穀登らずこれを天保の三百目歳といへり（编者附言す。此の年代には米一石の値六十匁なりければ殆ど五倍と爲なりしに依り中流以下の困頓も亦宣なり）人々野に出で山に登り苟も口にすべきものを採り儘して餓死せし者頗る多かりければ實際に遭逢せし翁媪が談次茲に及びなば戰慄して語りつゝあり。

今より六十六年前なる孝明天皇の嘉永元年戊申八月十二日に大風雨ありて禾稼を損害せしこと多大なりき。

今より六十二年前なる同天皇の安政元年甲寅六月十四日夜九ツ時に近年稀なる大地震ありければ人々勿惶屋外に出ず。同十五日五ツ時に復々前夜の如き大地震にて潮水高く上りて海汀の人家を流したり。夫より十七日に至るまで数回の小震ありければ人々安き心地を爲さざりけり。同十一月四日未明より海底大に鳴響しなれば如何なる天災地妖が襲来するならんと人心恐々たる時しも、朝五ツ時即ち午前九時に未曾有の大地震起こり老を扶け幼を携へて屋外に避難しけれども震動頻々止息せず。加ふるに翌五日に海嘯起りて濱汀高く侵来しければ各自に小屋を屋外に結びて棲息するに至れり。爾後漸時に震動微弱化せしを以て二十日後に坂宅せられたり。該震災の被害たりしや、土地を陥落し或は亀裂し家を崩潰し或は流失し及び人畜を損傷せしこと勝けて数ふべからず。これを安政の大地震と云いて當時生存せし百歳の翁媪も未だ嘗て聞見せざりしと云いたりき。

编者附言す。史乘に徴するに今より一千五百年前なる人皇第十九代允恭天皇の五年丙辰より人皇第二百一十一代明治天皇の明治三十八年乙己に至る一千四百八十九年間に大地震の起こりしこと二百二十四回なりと多けり。世に災害の数多しと雖も震災の右に出づる未だ嘗て有らず。地質学上より思考せば震災の度数は年と共に増加せざるを得ざるの理あり。和が日本帝国は震災の脈にあり殊に我が和歌山縣の如きは震災の度数多き地脈なるを以て注意に注意を加へざる可からず。因みに云ふ大地震一年中の分布は八月に最も多くして一月に最も少し。之を季節に就けば夏季に多くして冬季に少し、小地震は春季に多くして夏季に少し。地震は大小に因りて発生の季節を稍反対の觀ありと聞けり。地震の脈中に生存しつゝある本郷土人たる者は注意に注意を加へざる可からざるなり。

爾来殆ど三十年間は記録すべき変災無かりしが、

今より三十三年前なる明治十六年癸未の夏旱魃数月に亘りて農家の困難一方ならず。畜に稻秧の枯死を坐視せしのみならず飲料水にも缺亡するに垂れんたり。

今より二十七年前なる同二十二年己丑八月中旬より霖雨数日に亘りて瞬時も止息せず。十九日に至り夜来強雨降り続き波濤狂瀾起こりて家屋及び田畑を損傷せしこと多大なりしは免租地の少らざりしを以て徴すべし。

编者附言す。此の時の降雨は俗に底又ケアメと呼称する古今未曾有の強雨にして、農業地方の被害は特に多大にしあれども、本郷土の如きは非常なりし被害と雖も、日高郡各町村の被害と比較稍軽少なりと云う可き成り候。



今より廿六年前なる同二十三年庚寅は客歳の災害後にしあれば、諸物價大いに騰記し殊に米價は非常なる高値なりしを以て細民は大いに困頓したりき。

今より二十三年前なる同二十六年癸巳八月十六日に豪雨降り来たりて強風吹き荒みければ、家屋及び耕地を損少せしこと多大なりき。

夫れより二十余年間は旱魃及び風雨等の災害無きにしも、非れども敢て記録す可きものなければ之を省畧す。

今より三年前なる當御宇の大正元年癸丑九月二十三日に風浪激烈にして、海岸を損害せしこと多大なりき。

天地は時々災害を下せども政府當局は豫防と善後策との指示誘掖宜きを得たりければ、甚だしき損害を被らざりしは、これ聖代の鴻恩なる筆紙の盡すこと能はざる所なりき。

## 第二編 人文誌

### 一、沿革

本郷土は何れの時代より人類が棲息せしかは、明知すること能はざれども、惟ふに吾人の先祖なる大和民族が西南地方より、紀伊に渡来せし順序を研究するに、石器時代に在つては古事記及び日本書紀等の土蜘蛛、即ちコロボツクル種族が棲息しけるを、今日北海道以北に存残せるアイヌ種族が之を北方に逐ひ其の跡を絶たしめて点領したりしが大和民族が西南地方より黒潮に乗じて東上せしに因り漸時に東北方面に退轉せしを以て、大和民族が居住して金屬を使用し、土器を制作し、曲玉及び菅玉を佩用せしことは、附近地方及び本郷土に古墳の現存せるに徴して惟識し得べし。況んや日本書紀に伊弉册尊を熊野有馬村に葬り奉る。又千時素盞鳴尊之子号五十猛尊妹大屋津姫命栞津姫命无此三神又能布木種即奉渡於紀伊国也。古事記に大穴牟遲神の木国大屋毘古神の御所に到り給ふとあるに依りてをや、且つ今より一千七百十五年前に武内宿禰が誉田皇子を奉じて本郷土に上陸あらせられたり。焉んど無人の郷土に上陸することあらんや。初め五十猛命が父神なる素盞尊の命によりて二柱の妹神を將て此の国に渡来し主として山林を經營し、土地を拓殖し国を作り人

を植へしより、此の国に名くるに木の国を以てせられたり。而して本郷土はもと海部郡に属したり。海部は讀んで字の如く海辺の部分たるに因れり。往古海部郡を五郷に分つに當つて本郷土は余戸郷に属し、莊を置くに當つて衣奈莊に属せられたり。神武天皇の中洲を平定せられるや、天道根命を以て木国造り爲し給へりこれ木国造の始祖たり。當時祭政一致なれば皇紀一千三百五年人皇第三十五代皇極天皇の大化元年乙己の改新に到るまで千有余年間の久しき国神を祭祀し、民人の教化につとめ木国を領有し祭政を職掌として木国を治められしが、第十九代大山上忍穗の代に及んで族制政治を打破して中央集權の郡制政治を行はれ祭政分離して国造は祭祀を専職とせり。其の時に當つて何人が国司に任じられしやは史乘の以て徴す可き無けれども、天武天皇の御紀白鳳十四年乙酉四月の條に、紀伊国司言牟婁温泉没而不出也、とあるに據りて国司の任命己に有りしを證するに足る。其爾来国守の仕官にして史乘に見えたるは続日本書紀の聖武天皇の天平十七年乙酉九月の條に、外從五位下井上忌寸曆爲紀伊守とあり爾後王政衰微し藤原氏權を執りて紀綱緩びしより諸国に異事多かりき。弘仁年中に空海が高野山を草創し貞觀年中に熊野神社増階超越あり宇多法皇は至尊の玉体を棄て、抖の如く熊野及び高野に行幸あらせられ、花山法皇相尋ぎて三山に行幸あらせられ、白河・鳥羽・後白河の諸帝、数次熊野及び高野に行幸あらせられたるより、熊野と高野の如きは天下の大佛区となり王公以下貴賤群参したりしを以て、延喜年代までは紀伊を禁国と称して封戸・位田を置かれず十神戸ありたるのみなるに、中世以後其の制破れて国中大抵は諸家の莊園と爲られたりしが、文治年間に源賴朝が天下の総追捕使と爲りて、諸国に守護を置き莊園に地頭を置くに及んで紀伊国に置かれたる守護は、佐原十郎左衛門尉義連にして和泉の国の守護をも兼ねられたり。義連没して未だ其の闕を補せられざりしに東鑑の承元元年丁卯の條に院の熊野詣駅家雑用の爲亦守護職を置かずとありて、以後我が紀伊国に守護職を置かず。其兵糧の爲に従前より賦課し來りたる段米等は総て仙院熊野御幸の御用途に供し奉り來り、有事必要の時に応じて守護職を置かれたるならん。夫れより源賴治・源基治・畠山国清・細川宗茂・山名義理・大内義弘・畠山基国・畠山滿家・畠山持国・畠山義豊・畠山尚順・畠山植長・畠山政国・畠山高政・畠山

昭高・畠山定政等相尋いで守護又は守護代と爲りたれども、衣奈荘たりし本郷土は、古来衣奈八幡宮の神領たりしが故に、敢えて武門の政制を奉ぜざりしが、大永乃至天文の年代より日高郡小松原の城主なる湯川氏の所領と爲りたり。後数十年を経て天正十三年乙酉に豊臣秀吉が十万の兵を引卒して本国に入り一擧に根来寺を焼亡し、太田城を水攻めにし尚又日前国懸神宮を破壊し、明王寺を消却し遂に軍を進めて国中を掃蕩せんとするや、遠近所在の大小名等目覩耳聞し悉く気を打たれ魄を梳され祖先相傳の居城を棄て、四方に奔竄し、或は山谷に潜匿する者踵を接ぎ、或は降を請い憐を乞ふ者比々たりしに、領主湯川直春は敢然兵器を執りて抵抗せしに因り、豊臣氏の大軍は海陸並び進入、亀山城を攻めければ直春自ら火を放ちて牟婁郡に遁逃し終に詭計に罹りて、殺され、豊臣氏国内を平定して紀伊と和泉と大和の三国を秀長に輿へられければ、秀長始めて若山城を築き葉桑山重晴を城代として紀伊を管理せしむ。秀長薨じて甥なる豊臣秀俊が封を襲ぎしに、文禄三年甲午に卒去し嗣無くして国除せられ、浅野幸長が賤ヶ岳の戦功を録せられて慶長五年庚子に紀伊国主に封ぜられ、同十八年癸丑に幸長卒して其弟浅野長晟が封を襲ぎしが、元和五年己未に安藝に移封せられ、尋で徳川家康の第十子從二位權大納言頼宣卿南龍院殿が国守に任ぜられ光貞・綱教・頼職・吉宗・宗直・宗將・重倫・治貞・治宝・齊順・齊疆・慶福等相尋で藩主たりしが茂承の世に至りて、天下の大勢漸次に変遷しければ藩主茂承は王政復古の急務たることを思慮し、列藩に先つて紀州藩の版籍を朝廷に奉還し、明治二年己巳六月に紀州藩を和歌山藩と改称し、依然茂承を和歌山知事に任ぜられ、専心一意藩治に熱誠せられたり。朝廷に於せられては明治維新の宏業己に緒に就き、中央政府の組織体制略成るに及びければ、明治四年辛未七月十四日に廢藩置縣の詔勅下り、紀伊国に和歌山と新宮と田辺との三縣を置かれ、亟で同年十一月二十二日に三縣を合併して和歌山縣を置かれたり。明治五年壬申四月に従前の郷長及び庄屋の制を廢して、大小区制を布き一区に戸長一人、一町村或は数町村に副戸長一人を分置するに方つて、本郷土は第六大区一小区に編入し、区役所を横浜村に設置し楠本又助が戸長を、神田四郎兵衛は大引浦副戸長を、磯田六兵衛は大引浦総代を、東長兵衛は吹井浦副戸長を、宮崎長太郎は吹井浦総代を、中野藤兵衛は

神谷浦副戸長を、田甫左五兵衛は神谷浦総代を命ぜられ、同六年癸酉三月に戸長を副区長と、副戸長を戸長と総代を副戸長と改称し、同七年甲戌九月に区役所を区会議と改称し、同八年乙亥一月更に大区長は区長を小区長に小区長を置くの制を定められたけれども、経費の都合に依りて大区長は区長は区長と爲られたり。當時は区以外に郡町村の名を存したれども、区の管轄は郡町村と一致せず維新前に在つては一種の行政区劃たりし、郡は單に地理的名稱たるに至れり。然りして区長と正副戸長は總て官吏に準じたれば、旧藩時代に行はれし自治制は殆んど存せざるの姿と爲られたり。然れども町村浦に關する費用の徴収、及び其の施設も多く旧慣を存せるのみなりしが、同十二年己卯一月より大小区制を廢し、郡役所を設置し戸長を公選するの制を布かれ、古来海部郡に屬せし本郷土は更に日高郡に編入せられ、大引と小引と衣奈と三尾川との四浦合併して、戸長役場を大引浦に設置し、御影文吾を戸長に公選し、吹井と江駒と神谷の三浦合併して、戸長役場を吹井浦に設置し廣曾恒祐を戸長に公選し、神谷浦は一浦は猛立して戸長役場を設置し中野藤兵衛を戸長に公選す。尋で同十七年甲申七月に大引浦外五ヶ村戸長役場を大引浦に設置し、大引と小引と衣奈と三尾川と吹井と神谷との六浦合併して廣曾恒裕が戸長に官選せられ、同十二年己丑四月に大引と吹井と神谷との三浦が聯合して白崎村てふ自治村を組織し役場を大引に設置し、爾來三浦を大字と呼稱しつ、今日に至れり。

## 二、大字區劃

本郷土は大引と吹井と神谷との三大字が聯合して組織せる自治村にあれば、今左に各大字の區劃を畧記せん。

大引 北は立合山田子谷大曲り道を以て衣奈村の小引と、黒山の分水嶺を以て衣奈村の衣奈と相接續し、東は吹井坂峰を以て大字吹井と相接續し、南は立合山土生が田和中央を以て大字神谷と相接續し、西は紀伊水道に臨みて遠く兵庫縣の淡路島及び沼島と相對臨する。

田面積

一六二六畝〇一步

畑面積

三四六畝一七歩

宅地面積	一〇七〇七坪五四勺
山林面積	一八四二二畝一七步
原野面積	六畝一〇步
其他面積	二六畝 五步
計	二〇七八四畝一七步五四勺

を有せる大字なり。

**白崎**

は本大字の乾方に斗出する岬角にして、巨巖競ひ聳江攢立累疊して奇態千万殆んど名状す可からず。白色として恰も白雪の堆積せる觀あり。故に白崎と呼稱し來たりしも亦宣なりと云ふ可し。古來巖上に数千の猿狙棲息して、群集を爲し実に画絵も及ばざる好景なるを以て、近海を渡航する船客・舟子等仰視して風光に憧憬せざる者無かりしに、近年此山に於て石灰石を採取するに及んで、漸次に減少しつゝ、ありしが明治の末年より全く其の跡を断絶するに至れり。山下に洞窟あり之を千疊敷と呼稱すれども、實に其奥を踏査せし者は古來未だ嘗つて有らざりしと云ふ。古昔神功皇后が芦毛の馬匹を龍王に奉納せし処なりに因りて、今に至るも御馬之口と云ふと。

編者案ずるに此洞窟は上古コロボツクル種族かアイヌ種族か、棲息せし処ならずやと誌して考古家の考證を俟つ。

今より一千二百十六年前なる大宝元年辛丑冬十月太上天皇・大行天皇が紀伊国に行幸せられし時に

白崎は幸く在ま<sup>テ</sup>大船に<sup>眞</sup>真かちし、<sup>ま</sup>ぬきまたかへりみん

(白崎者幸在待大船爾眞棍繁貫又將歸見 章博注)

と万葉集にもせられたるは此の処なり。また往時に玉子黄白と云ふ狂歌師が釣り上ぐる魚より外にはらわたを断つとは海士も白崎の猿とよまれしも亦此の処なりき

海獺嶋

は白崎より十町余りの西方なる海中に在る、東西三十五間南北四十間の嶋にして、古來海獺の群集せしに因りて此の名あり。海獺は海獸の一にして或はアマシカの畧なりといふ。其形川獺に似たり。小なるものは長さ五・六尺にして、大なるものは長さ一丈二・三尺に及べり。頭小さく口尖りて齒牙は犬に似たり。眼大にして、耳小さく口鬚は粗くして長し。全身に短毛あり、其色は茶褐色を通常とすれども稀には白色あり、或は黒白雜色あり或は蒼白色あり、左右の扁鱗爪有りて末に岐あり。尾は獸尾の如くにして小さく尾を挟みてまた兩鱗有り、これにも爪五個有り末は分かれて指の如し。獵銃を以て之を

捉り、皮を褌とし或は馬具等に用ひ、肉は魚類の中毒を解し、脂は金瘡を癒す等の主治多しと云ふ。此獸は毎歳秋の土用頃何方より来りて、春の土用頃まで此の嶋に棲息せるが故に、遂に嶋名と爲れり。或は云ふ此の島は陸地を距ること遠からずと雖も、海中に特起して窃かに捉へらるゝの憂へ少きを知りて、年々茲の処に往来せしならん。此の嶋は三個に分かれ周囲二町に餘れる巖嶋なり。海獺数十尾群遊し或は海中に出没して魚類を捉えて食料と爲せるによりて、嶋中は汚穢狼藉を極めて臭氣鼻を穿てり。此の獸は疑念甚だ深くして睡眠に就く際には、一匹は必ず起きみて之を看護する事、極めて僅嚴にして、若し人有りて此の嶋に近づけば、忽然長鳴して衆を覺起せしめ齊しく海中に没入す。海中を泳ぐ時は半身は顕出して潮水を飛散せしむこと、眞に畏る可き勢力なりき。これ南海に於ける一奇物にして、往時より官命の外は漫りに之を捉ふる事を嚴禁せしに、明治の初年に禁を解きて銃殺せしに因りて、近年は既に隻影すら視ること能わざるに至れり。

鯁玉集に橘平之が  
あしかよる 由良のあり磯の汐風に 岩花ゆすり浪の立つ見ゆ

神野易輿が

庭をよみ かすみ磯曲に立つ浪は あしかの遊ぶ所なりけり

暇日庵樂叙が

陽炎や あしかのねむる 岩の鼻

其の他に吟詠多けれども、煩しければ省略す。

### 神田

は大字の午方に在り。此の地に磯の森・鏡の森・岩森六人山等有り、磯の森の下の浜に亀石てふ所あり。相傳ふ往昔應神天皇の御船が此の地に着御あらせられし地にして、鏡の森は龍王より、衣奈八幡社の神職上山氏の遠祖岩守に贈られし鏡を納めし地にして、岩森は応神天皇が着御あらせられし際に岩守が饗應し奉りし地にして、六人山は往時上山家の所有なりしを、部下の六人に譲渡せし地にしあれば、之を記念せんが爲に近年まで毎歳磯草等を同家に贈りしが、之も又近年に至りて廃絶せりと。

鹿尾菜島 は本大字の中央より十三・四町の坤位に方り、下山鼻の岬角より海上五丁余りの所に在る一嶼にして回六十間の岩石にして風色佳絶なり。

相傳ふ本大字は応神天皇の着御あらせられし際に饗應し奉りしに因みて、大御饗と称せしが、後に大御木と呼称し夫れより轉化して大引と云ひ来れりと。

### 吹井

東は黒岩山脈の分水嶺を以て、衣奈村小引及び衣奈に相接続し、東は焼山路越を以て由良村の門前に相接続し、南は永井坂の分水嶺を以て由良村の江の駒と相接

とし、坤位一帯は由良湾に臨み、西は重山の頂巔を以て大字神谷と相接し、西は吹井坂を以て大字大引と相接せる。

田面積 二一八六畝一九歩

畑面積 二五二畝〇六歩

宅地面積 六二七〇坪七五勺

山林面積 一〇七九四畝一八歩

原野面積 畝〇六歩

其の他面積 畝〇一歩

計 一三四六四畝一〇歩七五勺

の面積を有する大字なり。

フケ城 は黒山の側脈蜿蜒して、本大字の殆んど中央部に亘れる山脈中に在り。相傳ふ龜山城

主湯川氏の控城なりしが、今より三百三十一年前なる天正十三年乙酉に豊臣氏の兵来りて、龜山城を攻撃するに方って此の城をも火攻に遭逢して没落したりと。

堂屋敷 は本大字の東方なる大田和に在り相傳ふ。古義眞言宗の寺院此の処に在りたりと（編者案ずるに聞く所に依れば、往時大田和に人家十八戸相並びたりと。故に此の処に寺院の建立ありしは寸豪も推測説には非る也と）。

辨財天嶋 は海面地方より数間に在り。周囲七十間なる小嶋にして松及び姥芽等有り。風景の佳なること恰も盆地の假山に於けるが如く、此の処を通行する旅人は杖を植て、低徊せざる者嘗て有らざる也。

富嶋 は海面地方より五・六間に在り。周囲八十間なる小嶋にして、松及び姥芽等有り風光の明媚なること辨財天嶋と相伯仲せり。

本大字を吹井と呼称せし出処を識知すること能はず。

北は本郷土中の俊嶺なる重山の頂上を以て、大字吹井と相接し、東は由良湾

を隔て、由良村の横浜と相對し、南は由良湾口を隔て、志賀村の柏と相對し、

西は下の鼻半島の中央を以て大字大引と相接せる。

田面積 六二四畝一八歩

畑面積 一四五畝一九歩

## 神谷

宅地面積 五二三一坪  
 山林面積 四七六六畝一四歩  
 原野面積 三畝〇一歩  
 其の他面積 七畝二八歩

計 八七三一畝 六歩

の面積を有せる大字なり。風光の佳絶なること附近に冠たり。故に古来貴顯紳士及び文人墨客の吟詠も亦尠ならず。

新古今集に 權中納言長方が

紀の国や由良の水門に玉拾ふてふ たまさかにだに逢見てし哉

続後撰集に 平重時朝臣が

玉拾ふ由良の水門に照る月の光をそへて寄するしら奈美

続古今集に源 師光が

紀の国や由良のみさきの月きよみ玉よせかへる沖津しら浪

玉葉集に前内大臣通 が

紀の海國や由良の水門に風立ちて月の出しほの雲はらふなり

新統古今集に 後小松院御製

紀の海を國や由良の水門の朝ほらけかすみの底に船こゝくらしも

天木抄に安嘉門院が

紀の国や由良の浦かぜしづかにて かすむ湊に春は来にけり

同抄に民部卿爲家が

紀の海の由良の戸ある、渡り舟 われ岬よりいて甲斐もなし

内裏名所百首に詠人知らず…此歌續風土記に讀人の名を記さゞれども紀伊名所圖会には兵衛内侍とあり

柳たれこゝに由良の戸かすみをわけて紀の海國や 由良の岬をわたる舟人

金塊集に鎌倉右大臣が

うちはへて秋は来にけり紀の国や 由良の岬の海土のうけ縄

南朝五百番歌合に関白が

沖津風なみ吹立てし紀の国や由良の戸わたる夕立の雲

と詠まれしは何れも本大字の風光を物せられしものなり。本大字を何故に神谷と呼称せられしやは其の出処を知悉すること能わずと雖も、紀伊国続風土記に



神谷の名は応神天皇着御の古事によれるなる可しと、あるは其れ実に然らんと  
思ふ。本大字を慶長檢地帳に衣奈浦の内なりしが元和五年己未に徳川宣頼卿が  
本国に封ぜられしより以来本大字は別に一浦を爲せらんとの相傳なり。

### 三、戸口

神代は悠久にして得て窺知すること能はず。上古の事跡も亦遼遠にして討尋するの端緒を得ることは極めて至難なりと雖も、今大正四年乙卯を距ること一千百拾五年前に神功皇后が三韓より御凱旋あらせ給ひし際に方つて、譽田別皇子即ち応神天皇が武内宿禰に抱かれ  
て本郷土の大字大引に御上陸ましませしかば衣奈八幡神社の神職なる上山氏の遠祖岩守なる者が亀石に於て饗応し奉りしはこれ実に本郷土の光榮とする所なり。この光榮より推測  
し来れば其以前より大和民族が白崎の洞窟に棲息しつゝ、ありしアイヌ種族を放逐して棲息  
せられしを笠證するに余り有りと云ふも敢て帝強附会なる憶説には非る也。そもく本郷  
土に大和民族の棲息せしは明且つ瞭なれども今より七十余年なる天保の中年に編纂せら  
れたる紀伊續風土記に據れば全郷土通じて二百二十五戸一千百十五人なりしに目下は三百  
九十八戸と爲りたり。斯くも戸口増加の遅緩なりし故以を積ぬるに本郷土は山岳丘陵もて  
殆ど全部を蔽ひたるが故に山麓を開墾しなば田園及び森林の富を護得することは敢て能は  
ざるもあらざれども如何にせん古来純乎たる漁村にしあれば意志を田園及び森林に注瀉す  
るもの稀にして所謂濡手攬粟の利益を得ることに熱中しけれども百年の長計を企圖せず寧  
ろ他郷土に移住して漁業に従事する者有りたれども、墳墓の地に於て農業に勉勵するの意  
志に乏しきの然らしめしに因れり。これ沿革の甚しからざるの所以なり。(編者案ずるに  
進取の氣象は元より賞す可しと雖も旧里に土着して天與の利益を得了するも亦急務ならず  
やと)

### イ人 口

年次	人口	前年に対する増減率
明治三十八年	人	人
三十九年	人	人

八								口																	
大正	四十四年	四十四年	四十二年	四十一年	四十一年	三十九年	三十八年	明治	三十九年	三十八年	三十八年	三十九年	四十一年	四十一年	四十二年	四十二年	四十四年	大正	四十四年	四十四年	四十二年	四十一年	四十一年	三十九年	三十八年
元	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
吹井								大字																	
次								次																	
人								人																	
口								口																	
人								人																	
前年に対する増減率								前年に対する増減率																	
人								人																	

水戸								二 大字 神谷											
大正二年	四十四年	四十四年	四十二年	四十一年	三十九年	三十八年	明治年次	大正三年	大正二年	大正元年	四十四年	四十四年	四十二年	四十一年	三十九年	三十八年	明治年次	大正三年	大正二年
戸数								人口											
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
前年に対する増減率								前年に対する増減率											
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計								計											
人								人											

手			ト													へ				
明治	明治	明治	大字													明治	明治	明治		
三十八年	三十九年	四十年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	四十六年	四十七年	四十八年	四十九年	五十年	五十年	五十年	五十年		
次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次		
戸数			戸数													戸数				
前年に対する増減率			前年に対する増減率													前年に対する増減率				
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸

年次	出稼人	才	才	ル	又	リ	毎戸平均人口	各戸職業別	年次
明治三十八年	大引	戸	戸	戸	戸	戸	男	漁業	三
三十九年	吹井	戸	戸	戸	戸	戸	女	工業	二
四十年	神谷	戸	戸	戸	戸	戸	計	農業	元
合計		其ノ他	其ノ他	其ノ他	其ノ他	其ノ他		商業	四
		戸	戸	戸	戸	戸		農業	十
		戸	戸	戸	戸	戸		商業	三
		戸	戸	戸	戸	戸		工業	十
		戸	戸	戸	戸	戸		漁業	三
		戸	戸	戸	戸	戸		農業	三
		戸	戸	戸	戸	戸		商業	二
		戸	戸	戸	戸	戸		工業	四
		戸	戸	戸	戸	戸		漁業	四
		戸	戸	戸	戸	戸		農業	三
		戸	戸	戸	戸	戸		商業	十
		戸	戸	戸	戸	戸		工業	三
		戸	戸	戸	戸	戸		漁業	十
		戸	戸	戸	戸	戸		農業	三

ヨ										力										
大正三年	大正二年	大正元年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和一年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和一年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和一年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和一年		
出	移	住	人	引	吹	井	神	谷	合	計	入	稼	人	引	吹	井	神	谷	合	計
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

ソ					レ										夕				
入					出										入				
寄留					寄留										移住				
人					人										人				
引					引										引				
吹井					吹井										吹井				
神谷					神谷										神谷				
合計					合計										合計				
明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治
三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	四十六年	四十七年	四十八年	四十九年	五十年	三十八年	三十九年
3	3	4	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

年次	大引	吹井	神谷	合計
明治四十三年	人	人	人	人
明治四十四年	人	人	人	人
大正元年	人	人	人	人
" 二年	人	人	人	人
" 三年	人	人	人	人

四、官衙公署

本郷土は上古より官衙公署を設置せず、近世に至りて藩立の遠見番所を、白崎に設置しありたれども明治の初年に廃せられたり。

イ 白崎村役場

元和年間に庄屋の制を定められし以来、毎各浦に庄屋及肝煎等の役人を置きたれども、事務は悉皆自宅に於て執行し、大庄屋は志賀村に在つて之を監督せられ、明治四年辛未七月に廃藩置縣の詔勅下り、尋で同六年癸酉三月に大小区制を布かれ、本郷土の各大字に戸長及び副戸長を置かれたれども、事務は総て横浜に設置したる区会議所に於て執行せられたり。同十二年己卯一月より大小区制を廃して大引と小引と衣奈と三尾川との四浦合併して戸長役場を大引浦に置き、吹井と江の駒と神谷との三浦合併して戸長役場を吹井浦に置き、同十五年壬午十月に、大引と吹井と江の駒と三浦合併して、戸長役場を大引浦に置き、神谷浦は獨立して戸長役場を同浦に置きたれども、更に役場を新設せず自宅或は神社の拜殿、或は寺院の一隅に於て事務を処理せられたりしに、同十七年甲申七月に、大引と小引と衣奈と三尾川と神谷との六浦吹井を洩らしたるか合併して、大引浦外五個村戸長役場を大引七百二十一番地に設置し、同二十二年己丑四月に大引と吹井と神谷との三浦連合して白崎村てふ自治村を組織する方り、白崎村役場を同所に置きしが、同三十八年乙己一月より更に新築せる。三百四十六ノ一番地に移轉せり、即ち現今の役場これなり。

ロ 白崎村受持巡查駐在所

今より五十年前なる即ち藩政時代に於ける警察の任務は渾て御目附の管掌にして、其の下に御徒目附、御徒目附押、御小人目附、御小人目附押等ありて、其職を分掌し或は機蜜



を偵察し、或は非違を逮捕し或は水火を警備し、或は藩主旅行せば道路の警個等を爲し、郡村に在つては胡乱者改め及び鳥見役等以下の者も亦警察の任務に當られつゝ、ありしが、明治初年に旧制度を参酌して、更正を加へ同二年己巳二月に盜賊改方を捕亡手と改称し、各郡の出張所に配置して、各其の所管内の警察任務に當らしめ、本庁に於ては監察及び刑係付属の捕亡手を置きて、和歌山の土卒を以て編成し、各郡の出張所付属の捕亡手は旧郷士或は胡乱者改を以て編成し、其の等級を二等に分ち、其給米上等は十八俵・下等は十二俵とし、悉皆藩費を以て支給せられたり。同五年壬申三月に本庁直轄の監察及び旧刑係等の捕亡手を廃し、更に捕亡吏を置き月給を四円とし、被服を官給とせられ本庁聴訟課に付属せられたり。其の職務を分つて偵捕と探索との二と爲し、専ら警保と視察の事務を掌れり。同年五月に月給三円にて捕亡吏竝を置き、同年六月に日高郡に捕亡吏六人を駐在せしむるに方つて、本郷土も之が所管と爲られたり。其當時は別に民費を以て一小区に総廻り一人と、一村浦に小番一人を置きて平常に取締らせしめ、盜賊及び不良の徒を捕へし時は、捕亡吏の順廻を待ちて之を接受せしむ。同七年甲戌三月大に捕亡制を拡張して、人民に告諭して捕亡費として、毎月毎戸平均一錢を出さしめ、総廻り及び小番人等を廃止し、各大区に分配所を設置するに方つて、本郷土は御坊村分配所の管下に属したり。同年六月に捕亡吏を邏卒と改称し、其の結所を警邏局と改称せらる。當時警察の任務は恰も旧藩時代に於ける御目附の如く、専ら犯人を逮捕するを主旨と爲せしを以て、司法警察にのみ偏して未だ行政警察を施行するに至らざるが故に、一般の人民が警察に対する觀念も唯に畏服することを知りて、其の保護せられて安全を得る事を知らず。又其下に番太なるものありて、常に草鞋を履き、腰に十手を帯して郡内を巡回したれども、これも亦司法の手下を専務と爲られたり。然るに同八年乙亥三月に太政官達第二十九号を以て、警察規則を發布し警察の面目を一新し、警邏局を警察局と警邏出張所を邏卒出張所と改称し、尋で同年十月に邏卒を巡查と改称し一等乃至六等の警部を置かれたり。斯の如く更改せられしこと多かりしが、尚従前より司法警察に専なりし結果、手光と称する者を多く使用して探偵に従事せしめしが、該規則の更改に伴ひ行政警察に手先を要せざるを以て、大いに之を減少し同十年

丁丑二月に警察管区を更正し、本郷土は湯浅警察署横浜分署の所管に属し、同十三年庚申十月に御坊警察署を設置するに方つて、依然横浜分署に属し、同二十年丁亥四月一日に大引と小引と衣奈と三尾川と吹井と神谷との六個浦に受持巡查一名を置き、大引浦小口栄太郎の所有せる家屋を派出所に充てられたり。同二十二年己丑三月に復々警察署の管轄区を更改せられたれども、本郷土に属せしは日高郡警察署由良分署と、名称の更改せられしのみなりき。同年四月に白崎村巡查駐在所と改称し、大字大引七百四十三番地に設置せられしが、同三十八年乙己七月に大字吹井七百五十三番地に移轉せられ、即ち現今の白崎村受持巡查駐在所これなり。

八白崎村役場吏員

明治二十二年己丑四月に白崎村織組<sup>?</sup>以来の役場吏員は左の如し。

村長

氏名	就職年月日	退職年月	通計年月
岩崎 喜十郎	明治二十二年五月	明治三十年六月	八年二月
今井 甚右衛門	月 " 三十年七月	月 " 三十八年七月	八年一月
神田 耕一郎	" 三十八年	大正 二年九月	八年二月
小川口幸吉	大正 二年十月	大正 四年三月	一年六月

務管掌

赤坂 直松	大正 四年三月	大正 四年五月	三月
土井 正義	大正 四年五月		

助役

氏名	就職年月	退職年月	通計年月
磯田 六兵衛	明治二十二年六月	明治三十一年六月	九年一月
須崎 長大	" 三二年六月	" 三四年七月	三年二月
寺井 栄左衛門	" 三四年八月	" 三八年八月	四年一月
今井 甚右衛門	" 三八年十一月	" 四四年三月	六年九月
浜田 秀松	" 四四年十月	大正 四年三月	三年六月
寺井 栄左衛門	大正 四年七月		

収入役

氏名	就職年月	退職年月	通算年月
今井 甚右衛門	明治三二年 六月	明治三〇年 六月	八年 一月
藤本 邦亮	明治三十年 七月	明治三四年 七月	四年 一月
福岡 万一郎	明治三四年 八月	明治四四年 二月	九年 六月
浜田 秀松	明治四四年 二月	大正 四年 三月	三年 四月
坂本 房楠	大正 四年 六月		

収入役代理

氏名	就職年月	退職年月	通算年月
坂本 房楠	明治四四年 一〇月	大正 四年 六月	四年 九月

書記

氏名	就職年月	退職年月	通算年月
福岡 万一郎	明治三〇年 四月	明治三四年 七月	四年 四月
藤本 僅一郎	明治三六年 八月	明治三七年 七月	一年
安宅 喜之介	明治三五年 四月	大正三年 五月	一二年 三月
津村 新助	明治三三年 一〇月	大正四年 六月	四年 九月
坂本 房楠	明治四四年 四月	大正二年 七月	二年 四月
秋津 慧	大正 四年 一月	大正四年 三月	三月
野崎 誠諦	大正四年 五月		
浜中 勘一郎			

二郡会議員

明治二十三年庚寅五月法律第三十六号を以て郡制を制定せられたれども、本縣は郡市町村の編成未だ完成せず。従つて郡自治の準備成らざりければ、郡制發布以來未だ郡制を施行せざりしが、同三十一年丁酉七月に告示第百号を以て、同年九月一日より郡制を施行すること、成りたり。日高郡三十~~六~~七個町村に於いて郡会議員二八名の規定にして、本郷土より選舉せし議員は

五、經濟及び財政

氏名	就任年月日	退職年月	満年
寺井 栄左衛門	明治三〇年九月	明治三六年九月	満六年
中川 多吉郎	" 三六年九月	明治四〇年九月	" 四年
岩崎 要助	" 四〇年九月	" 四四年九月	" 四年
角本 爲吉	" 四四年九月	大正 四年九月	" 四年
川口 幸吉	大正 四年九月		

夫れ漁民は不漁の時に方つて、飢餓に頻すれども一朝豊漁に遭遇せば、直ちに不景氣を回復して数ヶ月間の因頓を忽ちにして忘却すること、古来の慣例にすれば貯蓄等永久的觀念の絶無なるは、これ漁民一般の先天遺傳なりければ、豈啻に本郷土のみならんや、天下の漁民皆然り。故に本郷土往古はいざ知らず数百年間富豪、即ち素封家の跡を絶ちしは他郷土の漁区と同一なりしは、敢えて辨を俟たざるなり。且つ藩政時代に在つては水主米と称して、大引は一五石・吹井は一五石六斗・神谷は五石四斗を賦課せられ、年の凶豊を論ぜずして筈収せられしより、凶漁の年毎に上納の苦辛を極められたり。然りして僅々なる耕地も灌漑の準備不完全なるを以て、小旱魃と雖も損害に罹りければ、住民は辛くも衣食住を凌ぐにすぎざりしに、明治維新以来一視同仁の皇恩に浴し、年々歳々所謂民の釜戸は賑ひにけりてふ好運に向上しつゝあり。

イ歳出入表

年 度	出 入
明治 三八年	円
" 三九年	円
" 四〇年	円
" 四一年	円
" 四二年	円
" 四三年	円
" 四四年	円
大正 一年	円

口村有財産  
 地所の部  
 " " 年 度  
 " " 年 度  
 " " 年 度  
 出 入  
 円 円  
 円 円

種 類  
 宅 地  
 畑 地  
 山 林  
 面 積  
 六 百 三 十 坪  
 二 反 二 畝 十 二 步  
 二 反 二 畝 十 二 步  
 四 步  
 時 價  
 九 百 四 十 五 円  
 百 八 十 九 円  
 二 千 七 百 七 十 三 円 五 十 銭

建 造 物 の 歩  
 名 称  
 白 崎 村 役 場  
 白 崎 第 一 尋 常 高 等 小 学 校  
 全 付 属 建 物  
 白 崎 第 二 尋 常 小 学 校  
 所 在 地  
 大 引 三 四 六 番 地  
 " 四 八 七 番 地  
 吹 井 番 地  
 神 谷 二 一 三 番 地  
 時 價  
 大 凡 五 百 円  
 大 凡 四 千 円  
 大 凡 二 百 円  
 大 凡 二 千 円

八 基 本 財 産

明 治 年 度  
 三 八 年 度  
 三 九 年 度  
 四 〇 年 度  
 四 一 年 度  
 四 二 年 度  
 四 三 年 度  
 四 四 年 度  
 大 正 一 年 度  
 二 年 度  
 三 年 度  
 金 額  
 壹 百 五 拾 七 拾 八 銭  
 貳 百 七 拾 八 銭  
 貳 百 八 拾 六 円 参 拾 銭  
 参 百 八 拾 四 銭  
 参 百 八 拾 四 円  
 貳 百 六 拾 四 円  
 五 百 六 拾 四 円  
 九 拾 七 円 五 拾 四 銭  
 九 拾 七 円 七 拾 八 銭  
 六 百 拾 六 円 四 拾 七 銭  
 参 厘  
 八 厘  
 八 厘  
 八 厘  
 八 厘  
 八 厘  
 四 厘

二 每 戸 粗 税 平 均 負 担 額

明治	三十八年度	三十九年度	四〇年度	四一年度	四二年度	四三年度	四四年度	大正	元年度	二年度	三年度
国	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
縣	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
村	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

### 水貯金の状況

本郷土は前述の如く、多くは漁民にしあれば貯蓄の如き永久的觀念に乏しきを以て貯蓄の実視あらざりけるが、先覚者の誘掖に依りて近年稍必要を感じるに至りたれども、如何せん連歳の不漁に遭逢し家計意の如くならざる故に、未だ記録すべきの程度に達せざれども、時運回復の暁に達しぬれば、大に貯金を実行するに至ることを期俟する敢えて難からざるなり。

### 六、生業

本郷土は往時より殖産興業に熱心せざれば、著しき發展を現むさず今にして在昔の事跡を知悉すること不可能なりけれども、數百年間は只管に祖先の旧慣を守りて、精神を改良發展に傾瀉せず、因襲の久しき遂に先天的個性と化して依然たりしは實に遺憾とする所なり。然れども近年は教育の上進と當局者の誘掖とに因りて、青年の徒が漁に農に改良發展の点に意を注ぐに至りつゝ、あるを以て、數年を出でずして目覚しき進歩を目撃するの彼岸（悲願）に到着するならん。

### イ農業

本郷土の耕地を調査するに、田地は四十八町三反三畝九歩・畑地は七町二反三畝二十六歩

計五十五町五反七畝五歩の僅少なり。全郷戸三百九十八戸中に農を專業とする者七十六戸にして、漁業或は他業より兼業する者六十戸あり。故に本郷土は往昔より重きを農事に置かざる故以は茲にあり。因て食料及び副食物は他町村の供給を仰ぎつゝあり、最近の産額及び時価を調査するに（大正四年十二月）

品 種	数 量	時 價
米	石	円
麥	石	円
豆類	石	円
柑 橘	貫	円
甘 藷	貫	円
其 他		円

## 口 牧 畜

本郷土は往時より牧畜の業に着手せし者絶無にして、唯農を專業とする者が耕作用に牛の一種を飼育しつゝあり、今大正四年乙卯十二月の調査によれば、大引に十四頭・吹井に十九頭・神谷に六頭 計三九頭のみなりき。

## 八 林 業

土地肥沃ならざるを以て、完全なる林業を經營すること能はざれども、林業を經營すべき個所に乏しからざれば、輓近や、之を企圖する者の生ぜしと、漁民は魚附林等の必要を唱導しつゝあれば、之亦数十年間に發展するの暁に達するならん。

## 二 鑛 業

斯業に至つては古来其の意思を懷抱せし者曾てあらざりけれども、若し専門家が實地に踏査せば、或は石炭を採掘するの時機倒來せんこと計り難し。

## 水 漁 業

本郷土は古来純乎たる漁村にあれば、往時に在つては遠洋漁業を嘗みし形跡無きにしもあらざりけれども、保元・平治の乱後に諸国の守護・地頭は自己の領土を封鎖して、他管人の出入を嫌忌せしより、相互間の交通は自然と疎遠に推移し、漁民等は只管に自宅に起

臥し、波浪平穩なる好天氣日にのみ、近海に出漁するの習慣に馴致し、進取の氣象は日に月に消耗しつゝ、ありしが、近年に至りて東牟婁郡太地村及西牟婁郡周參見村及び其附近に出漁せる者の輦<sup>ハイ</sup>出せると、漁業方法の漸次に改良せるとに困りて、業時は日に日に向上の筈侯を奏せるは、これ実に本郷土の將來に於て大に慶賀す可きの過渡時代なりき。本郷土現在三百九十八戸中にて漁業を專業とするものは一百九十戸にして、他業より兼業するもの三八戸あり、然して使用しつゝ、ある漁船は、大引に九〇隻・吹井に一八隻・神谷に五六隻合計百六十四隻にして網数は

ハマチ	名稱	大字	個數	大字	個數	合計
地	地曳網	大引	張	神谷	張	張
鰯	敷網	"	張	"	張	張
鰯	地曳網	"	張	"	張	張
鰯	五智網	"	張	"	張	張
鰯	五智網	"	張	"	張	張
鰯	刺網	"	張	"	張	張
鰯	網	"	張	"	張	張
打	瀨網	"	張	"	張	張

前述の如く年々歳々改良發展を計画しつゝ、あるを以て、本郷土は近き將來に於て著しく漁業上に長足の進歩を現出するや必せり。

編者附言す。聞く処に據れば本郷土は古來松魚節を製造して稍名産の名声を博せしに、石油發動舟の發展以來遂に其跡を断つに至りしと、案ずるに生存競争の時代にしあれば、之に換ふるの漁業方法を以て頽勢を挽回せんこと切望する所なり。

## へ工業

現戸数三百九十八戸中に工業を專業と爲しつゝ、あるは殆ど百分の一、即ち三・四戸にして家屋と船舟の工匠のみなりき。

## ト商業

元より商業地にあらざりしければ、現在に於ても日用必要な雜貨を小賣りするものと、魚類を漁夫より購入して、他郷土に輸送して之を專業とするものは、十八戸にして兼業と



する五戸と計二十三戸のみなりき。  
子石灰石採掘業

本郷土は山岳丘阜もて殆ど全部を蔽へり、其山岳丘阜は多く石灰石にしあれば、数十年前よ里石灰製造を営みし者ありしが、数年前より他郷土のセメント会社員が来りて、数十人の人夫を使役し採掘に従事せしめつ、ある所は已に数箇所及びたり。之本郷土が天賜の産物と云ふも敢えて過言にはあらざるなり。

## 七、教育

### イ沿革

我が日本に於て明治維新以来国民の最も意を注ぎたるものは教育なり。而して百般の事業中に最も長足の進歩せしもの亦教育なり。今や帝国一般に年と共に教育の思想は大に普及して、百般の設備は愈々進歩発達を示めしつ、あり、特に明治二十七・八年の日清と、明治三十七・八年の日露と両戦役に於て、国民教育の結果は顕著なる結果を表明せしより、上下一般等しく、其教育の重要な故以を適切に意識し、加ふるに世介一等国の伍班と目視せらる、今日擧つて自覺心を惹起して、教育の事業は茲に一層の生氣を帯び来れり。今遡つて往時の教育を調査するに、上古は措て論ぜず、今より凡そ六百年前なる人皇第九十五代花園天皇の文徳年代より天下麻の如く乱れ、群雄諸在に割據して、殆ど収拾すべからざるに至り、文教は地に墮ちて縉紳及び僧侶の間に僅かに文字を弄ぶものありしも素より云ふに足らず。爾後小康の時世無きにしも非りしかども、當時は士卒と農工商との區別甚だしく、平民に在つては文字の必要を感じざりけれ随つて之を常習する者は、極めて希有にして啻に寺院に於て僧侶に就き、日用必須の文字を孝習せしのみなり。故に文孝教育を縉紳より布衣に移せし橋梁は、僧侶なりきと云ふも敢えて失言に非るなり。今より四百年前なる人皇第三百三代後柏原天皇の永正年代より、明治維新に至るまで普通教育に最も功績を奏せしは、僧侶にして寺子屋の名も亦これより出でしなり。如上は一般の状況にして本郷土も亦然り。各大字中流以上の子弟は、寺住職或は寺子屋に就きて孝習せられたり。其教科目は假名文字・名盡し・附近の村盡し・国盡し、商賣往来・風月往来・江戸往来、

日用文の習字等を主要とし、その他実語教・童子教、稍進みたるものには四書及び五教經等の素讀を教授し、算術は八算・見一等にして、相場割及び差分及び開平関立の如きを最上とし、女子には女大孝・女今川・小倉百人一首等を以て最高なる課程とせられたり。然るに之を孝習する者は稀なりければ、本郷土中に於て普通日用文字を書続し得し者は、暁天の残星の如くにして、眠に一丁字を解せざりし者は大部分なりき。本郷土に於て今より一百二十年前なる寛政年代よりの寺子屋を調査するに、大引には萩野円心が寛政年間に開業し享和年間に廃業し・上田兵助が文化年間に開業し文化年間に廃業し・鈴木寛左衛門が天保年間に開業し嘉永年間に廃業し・鈴木嘉伯が安政年間に開業し慶応年間に廃業し・萩野円教が明治六年癸酉に開業し同八年乙亥に廃業し、吹井には野崎教心が寛政年間に開業し文化年間に廃業し・野崎祐教が文化年間に開業し文政年間に廃業し・新井春軒が天保年間に開業し弘化年間に廃業し・野崎祐瑞が明治元年戊辰に開業し同七年甲戌に廃業し、神谷には林淨鉄が寛政年間に開業し享和年間に廃業し・林淨信が文化年間に開業し文政年間に廃業し・林淨寛が天保年間に開業し・加ふるに岩崎喜十郎が明治四年辛未に開業し明治七年甲戌に廃業せられたり。王政維新の宏業漸く緒につくや明治四辛未に文部省を設置せられ、翌五年壬申八月に孝制の頒布ありて国民教育の端緒を開かれたり。この制たるや全国を八大孝区として一大孝区を三十二中孝区とし、一中孝区を更に二百十小孝区に小分して、各区に一小孝区を設置するの計画なり。この制に依れば八大學二百五十六中孝五万三千七百六十小孝区を設置すること、なれり。依つて我が和歌山縣も亦在來の寺子屋を廃業せしめて小孝の設立を熱烈に奨勵し、一小区に一小孝校を設立せられたり。然るに郡村の僻陋に在つては、通孝の不便を感じければ尚も奨勵督促の結果、本郷土の各字に於ては明治九年丙子に大引浦に大引小孝校を吹井浦に吹井小孝校を神谷浦に神谷小孝校を設立せられたり。當時は民間に教育思想幼稚なりければ、動もすれば閉校の議論続出し、忽ち付和雷同せしを以て、當局者たりし正副戸長及び孝務委員等の困苦一方ならざりき。夫より孝区の分合組織は幾変更を経たれども、該三小孝校は持続し來れり。同二十二年丙子四月に白崎村を組織せし以前は、大引・吹井・神谷三小孝校の經濟は各別なりしが、自治村を成

立せられしより、大引小孝校を白崎村第一尋常小孝校と称し・神谷小孝校を白崎村第二尋常小孝校と称し・吹井小孝校を白崎村第三尋常小孝校と称して経済を共通にせられたり。同二十三年庚寅十月に教育勅語の煥發あらせらるゝや、一般の人々は教育の必要を感じ、尋で明治二十七年・八年の戦役以来一層の感を惹起し、且つ同三十七・八年の戦役を経て、一等国の伍班に列するを得たりしは、これ教育の結果たりしを覺悟し、今や国民教育の必要を感服し、着々普及と上進とを併得するに至れり。同四十三年己酉四月に白崎村第三尋常小孝校を、白崎村第一尋常高等小孝校に合併し、夫れより現時に持續しつゝあり。これ即ち本郷土に於ける教育沿革の大略なり矣。

口 孝 費

今最近十個年間に於ける孝費を調査するに

年次	孝費	村費に対する歩合	戸負担額
明治三八年	八二二円一四六	〇・四五四	
全三九年	八九三円五九五	〇・三九二	
全四〇年	九五〇円二二三	〇・四〇八	
全四一年	一一三二円三七五	〇・五五四	
全四二年	一六三七円三七五	〇・五二三	
全四三年	一九九二円一七〇	〇・六一八	
全四四年	一七三七円五三〇	〇・五八五〇四	
大正元年	二〇五七円五三〇	〇・五五九二	
全一年	二一五六円一六〇	〇・五四五六五	
全三年	二二四八円五九六	〇・四五四六一	

八白崎村第一尋常高等小孝校

前の如く孝費の年々歳々増加せし所以は、一は物價の騰貴と、一は施設拡張とに因れり。

今大正四年乙卯を距てること、四十年前なる明治九年丙子四月一日に、淨明寺本堂の一部を借用して大引小孝を開設せしが、教育の発展に伴ひて校舎の狭隘を訴へ、到底孝区内の児童を収用すること能はざるを以て、同十四年辛己三月に七百十番地淨明寺前に校舎を新築せしかども、年と共に教室の狭隘を感じければ、同三十五年壬寅十一月に四百八十五番

地及び四百八十七番地に、更に新築して移轉せり。これ即ち現今の校舎なり。大引小孝を設立せし爾來、数回の改正を経て、白崎村第一尋常小孝校と名稱し、尋常小孝科のみを教授し高等小孝科を修めんとする者は、由良村尋常高等小孝校に通孝せしが、時運の發展に伴ひ、通孝児童数の漸時増加するに従ひ、高等小孝科を設置せざる可ざるを認め、同三十二年癸卯に、白崎村第一尋常高等小孝校と改稱し、翌同三十七年甲辰四月より高等小孝科併置を實行せり。同四十年丁未五月三十日に陸軍大臣より、明治三十七・八年戰役、即ち日露戰爭の戦利品なる連発騎兵銃他六点を寄贈される。同四拾壹年戊申四月より尋常小孝科を六孝年延長す。同四十二年己酉四月二十六日に白崎村第三尋常小孝校を本校に合併す。同四十四年辛亥九月に校舎を増築す。爾後年月と共に普及と上進とに傾向しつゝ、あり。開校以來の校長は

氏名	就任年月	退任年月	通計年月
荻野 右京			
玉井 源之助			
藤本 芳雲	明治十六年七月	明治十七年十月	一年六月
徳本 健之助	明治二十一年九月	明治二十八年十月	七年二月
阿部 秋吉	明治二十八年十二月	明治三十年三月	一年四月
寺本 藤楠	明治三十年七月	明治三十三年八月	三年二月
内田 蒼太郎	明治三十三年八月	明治三十五年三月	一年八月
松本 敏太郎	明治三十六年五月	明治四十年三月	四年十一月
寒川 和美	明治四十年三月		

編者附言す 荻野右京と玉井源之助の就任及び退任年月日不詳にしあれば、随つて通計年月日も亦不詳なり。

就孝児童に貯金の必要を感じしむるは、所謂勤檢貯蓄進を養成するの好方便にしあれば、之を勧誘しけれども、敢えて著しき成績を見だりしが、職員が率先して範を示し尔來大いに貯蓄心を惹起せしめ、輒近稍貯金を爲すに至れり。今最近数年間の情況を左に記さん。

明治四十三年庚戌十二月末調査す

職員 五人 貯金 二二四円八五式 歩合 一〇〇人〇〇〇  
 児童 八五人 " 一〇三円四二〇 " 三九人五四

明治四十年  
 職員 四人 貯金 三四円二〇 歩合 八〇人〇〇  
 児童 二一九人 " 一〇二円三五〇 " 三九人五四

大正元年壬子十二月末調査  
 職員 六人 貯金 五九円一七三 歩合 一〇〇人〇〇  
 児童 八七人 全 一四六円三二一 " 三七人五〇

大正二年癸丑十二月末調査  
 職員 四人 貯金 一四円一七三 歩合 八〇人〇〇  
 児童 八二人 " 一四六円三二一 " 三七人六一

大正三年甲寅十二月末調査  
 職員 五人 貯金 二二円一五五 歩合 八三人三三  
 児童 六三人 " 一〇四円九二二 " 二九人三〇

大正四年乙卯十二月末調査  
 職員 四人 貯金 九円二五二 歩合 六六人六七  
 児童 四六人 " 九四円五六〇 " 二一人一九

編者案ずるに児童は勤儉貯蓄の必要を感得せるも、この二・三箇年漸次に減少せるは時節不景気の然らしむるに因れりと

小孝校創始の當時に在つては孝齡中に就孝せし者は一百人中僅々二・三十人に過ぎざりしが現金（近）は漸次増加して、所謂邑に孝ばざるの家なく、家に孝ばざるの人無きに至れり。

年次	性		現在就孝	不就孝	合計	百人中就孝歩合
	女	男				
明治三十九年	九四	八〇	〇	〇	九四	一〇〇・〇〇
	九二	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四〇年	九三	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四一年	九三	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四二年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四三年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四四年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四五年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四六年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四七年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四八年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治四九年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五〇年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五一年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五二年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五三年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五四年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五五年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五六年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五七年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五八年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治五九年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
明治六〇年	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七
	九一	九一	〇	〇	九二	九八・七七

當小孝校に於ける孝級数及児童数左の如し  
尋常小孝校の部

年次	性		現在就孝	不就孝	合計	百人中就孝歩合
	女	男				
大正四年	女	男	一一〇	一	一一一	九八・五七
	女	男	一三七	二	一三九	
大正三年	女	男	一一九	一	一二〇	九九・一六
	女	男	一三八	二	一四〇	
大正二年	女	男	一〇二	一	一〇三	九九・〇三
	女	男	一一四	一	一二五	
大正元年	女	男	一一一	一	一二二	九九・〇九
	女	男	一二四	一	一二五	
〃四四年	女	男	一二五	〇	一二五	一〇〇・〇〇
	女	男	一二五	一	一二六	
〃四三年	女	男	一一一	〇	一一一	一〇〇・〇〇
	女	男	一一四	一	一二五	
〃四二年	女	男	一一一	一	一二二	九九・一三
	女	男	一一四	一	一二五	
〃四一年	女	男	一一一	一	一二二	九九・一三
	女	男	一一四	一	一二五	
明治四〇年	女	男	九六	八二	一七八	一七八
	女	男	一〇〇	八三	一八三	
明治三九年	女	男	一〇二	七一	一七三	一七三
	女	男	一〇二	七一	一七三	

高等小孝校の部

年次	孝級数	男児童数	女児童数	合計
大正四年	六	一一五	一〇四	二一九
大正三年	五	一一四	九九	二二三
大正二年	五	一一八	九六	二二四
大正元年	六	一〇六	一〇三	二〇九
〃四四年	五	一〇二	一一〇	二一二
〃四三年	六	一一二	一〇三	二二五
〃四二年	六	一一六	一〇四	二二〇
明治四一年	四	一〇〇	八三	一八三
明治四〇年	四	九六	八二	一七八
明治三九年	四	一〇二	七一	一七三
明治三九年	一	四二	一七	五九

## 二白崎村第二尋常小学校

編者附言す。明治三十九と四十との兩個年に児童の多かりしは、尋常小学校在四孝年なりしに因れり。

年次	孝級数	男児童数	女児童数	合計
明治四〇年	—	五二	二一	七三
明治四一年	—	一七	六	二三
〃四二年	—	二三	四	二七
〃四三年	—	一八	七	二五
〃四四年	—	七	四	一一
大正一元年	—	一四	五	一九
大正二年	—	二〇	五	二五
大正三年	—	一六	四	二〇
大正四年	—	九	九	一八

今大正四年乙卯を距たること四十年前なる、明治九年丙子四月一日に宝国寺本堂の一部を借用して神谷小孝を開設し、後に楢取神社の拝殿に移轉せり。夫より数回の改更を経て白崎村第二尋常小学校と改称す。教育の漸次普及するに従ひ、校舎の狭隘を告げければ、同三十年丁酉七月に二百十三番地に新築して移轉す。同四十年丁未五月三十日に陸軍大臣より明治三十七・八年役、即ち日露戦役の戦利品なる連発騎兵銃外三点を寄贈せらる。同四十年十一月より尋常小学校を五孝年に延長し、翌同四十二年己酉四月より六孝年に延長す。同四十三年庚戌一月二十八日より共同購置を開始し、児童孝用品一切及び文房具等総て、本校に於て販売する。義務教育年限延長の結果、校舎狭隘となりければ、増築の議を決して、五月に工を起し翌同四十四年辛亥三月に竣工せしを以て、四月十六日日高郡長田納稔及び数十名の賓客を請待して、隆大なる落成式を擧げたり。大正二年癸丑七月四日に母子会を開始して、小孝校と家庭との聯絡を謀る。此の日出席せし者六十二名の多きに達せり。同四年乙卯即ち本年一月八日に慰老会を開催し、孝区内七十歳以上の翁媪を招待して慰藉す。

開校以来の小孝校長は

氏名	植松 邦助	就任年月	明治 九年四月	退任年月	明治 十一年三月	通算年月	二年
	南部 直吉	明治 十一年四月	明治 十二年三月	明治 十二年三月	一年		
	那須 貞三郎	明治 十二年四月	明治 十三年三月	明治 十三年三月	一年		
	徳本 健之助	明治 十三年四月	明治 十四年三月	明治 十四年三月	一年		
	野崎 左玄	明治 十四年四月	明治 十五年三月	明治 十五年三月	一年		
	藤本 邦亮	明治 十五年四月	明治 十七年三月	明治 十七年三月	二年		
	大田 資徳	明治 十七年四月	明治 二十二年三月	明治 二十二年三月	五年		
	林 淨慧	明治 二十二年四月	明治 二十三年三月	明治 二十三年三月	一年		
	原 胤衛	明治 二十三年四月	明治 二十三年六月	明治 二十三年六月	三月		
	林 淨慧	明治 二十三年七月	明治 三十六年七月	明治 三十六年七月	十二年		
	五対 由太郎	明治 三十六年四月	明治 三十六年七月	明治 三十六年七月	四ヶ月		
	笠井松 廣慎	明治 三十六年八月	明治 三十八年三月	明治 三十八年三月	壹年八月		
	中谷 謙一郎	明治 三十八年四月	明治 四十一年三月	明治 四十一年三月	三年		
	龍神 周	明治 四十一年四月	明治 四十一年六月	明治 四十一年六月	三月		
	上野 猪一郎	明治 四十一年七月	明治 四十一年九月	明治 四十一年九月	四月		
	代理校長 原見 辰助	明治 四十一年四月	明治 四十二年三月	明治 四十二年三月	七月?		
	出口 茂吉	明治 四十二年四月	明治 四十四年三月	明治 四十四年三月	二年		
	元田 喜十郎	明治 四十四年四月	明治 四十四年三月	明治 四十四年三月	二年		
	大畑 和吉	大正 二年三月	大正 二年三月	大正 二年三月	二年		

就學児童に勤儉の美德を助長せしめんと欲して、貯金を勧誘すること頻々なれども、漁村の習慣として更に貯蓄心に乏しきを以て、容易に感化せしむること極めて困難なるのみならず。近年は連歳不漁を継承して不景気なるが故に、教訓に依りて実行すること能はざれば、敢えて記録す可きの成績を奏せざりき。現今は畜に十八人に七拾八圓三十九銭のみなり。小孝校創始の當時に在っては、就孝せし児童数は至つて僅少なりしが、漸次に教育の必要を感じしと、義務教育の制定とによりて、現今の孝齡児童就孝・不就孝に関する調査表は左の如し。



本校に於ける孝級数及び児童数の調表左の如し

年次	孝級数		男児童数		女児童数		合計
	孝	不孝	計	計	計		
明治三九年	四五	〇	四五	〇	四五	一〇〇・〇〇	九八・八一
明治四〇年	三八	一	三九	一	四〇	一〇〇・〇〇	
明治四一年	四七	〇	四七	〇	四七	一〇〇・〇〇	
明治四二年	四三	〇	四三	〇	四三	一〇〇・〇〇	
明治四三年	四七	〇	四七	〇	四七	一〇〇・〇〇	
明治四四年	四三	〇	四三	〇	四三	一〇〇・〇〇	
明治四五年	四五	〇	四五	〇	四五	一〇〇・〇〇	
明治四六年	四〇	〇	四〇	〇	四〇	一〇〇・〇〇	
明治四七年	四四	〇	四四	〇	四四	一〇〇・〇〇	
明治四八年	四二	〇	四二	〇	四二	一〇〇・〇〇	
明治四九年	四四	〇	四四	〇	四四	一〇〇・〇〇	
明治五〇年	三二	〇	三二	〇	三二	一〇〇・〇〇	
明治五一年	二八	〇	二八	〇	二八	一〇〇・〇〇	
明治五二年	五二	〇	五二	〇	五二	一〇〇・〇〇	
明治五三年	二五	〇	二五	〇	二五	一〇〇・〇〇	
明治五四年	三一	〇	三一	〇	三一	一〇〇・〇〇	
明治五五年	五四	〇	五四	〇	五四	一〇〇・〇〇	
明治五六年	五六	〇	五六	〇	五六	一〇〇・〇〇	
明治五七年	五七	〇	五七	〇	五七	一〇〇・〇〇	
明治五八年	三七	〇	三七	〇	三七	一〇〇・〇〇	
明治五九年	二七	〇	二七	〇	二七	一〇〇・〇〇	
明治六〇年	二二	〇	二二	〇	二二	一〇〇・〇〇	
明治六一年	三〇	〇	三〇	〇	三〇	一〇〇・〇〇	
明治六二年	三五	〇	三五	〇	三五	一〇〇・〇〇	
明治六三年	四三	〇	四三	〇	四三	一〇〇・〇〇	
明治六四年	四三	〇	四三	〇	四三	一〇〇・〇〇	
明治六五年	三九	〇	三九	〇	三九	一〇〇・〇〇	
明治六六年	五三	〇	五三	〇	五三	一〇〇・〇〇	
明治六七年	二	〇	二	〇	二	一〇〇・〇〇	

八、神 社

年次	等級数	男児童数	女児童数	合計
大正三年	二	五一	三三	八四
大正四年	二	五四	三六	九〇

人生百行の基たる孝は、報本反始に在るを以て、神武天皇が中原を平定し大和の橿原の宮に於て九五の高御座に即かせらる、や、首として三種の神器を崇尊し、祭政一致の政体を制定せられしより、万民が敬神の思想純粹にして、且つ自然の如くなりき。應神天皇の御宇儒教渡来して、簡朴の風は繁褥に漸次したれども、猶太々の移俗せざりしに佛教渡来して、三世因果或は輪廻應報等の説を唱導せしに及んで厭世悲哀の色を帯び、且つ華侈莊麗を喜ぶに至れり。然れども国民精神の念慮深厚にして、容易に変更し難きを察知し、僧行基は本地垂跡の説を布演して佛教を弘通し、尋で傳教及空海等も専ら之を称説せしに依り、一般の男女過半之を信奉し、至る所に小祠を建立して両部神道の崇拜者と化了せり。今より一千五十六年前なる、人皇第五十六代清和天皇の貞觀二年庚辰三月に、隣村衣奈村大字衣奈字八幡平に八幡神社を建立するに方つて、本郷土は往昔應神天皇が武内宿禰に抱かれ、御上陸しましたりし時に、登実岩守即ち上山家の祖先が奉仕して、御食を供せしに因み擧つて同神社の氏子と爲りたり。後三百五十余年を経て今より七百二年前なる、人皇第八十四代順徳天皇の建暦二年壬申九月に宝殿を改造し、莊麗を極めたりしが、後三百七十四年を経て、今より三百三十一年前なる人皇第百五代正親町天皇の天正十三年乙酉三月、豊臣氏の兵来たりて焼討せし際に焼失し、其の後に復旧したるは即ち現下の宮殿なり。典祭は毎歳八月十五日にして、往時はいと嚴肅なりしが、漸次に紊乱に傾向しければ、今より一百十一年前なる人皇第百十八代光格天皇の、享和三年癸亥八月に神職より

抑當社祭礼往古はいかめ志き儀式も有之し由申し傳る也。されば末世の分に至るまで儀式他に勝れ神妙なること各存知之事也。就中囃子小踊の儀往古の管弦の形を移して、元和の頃より始まり今二百年に遠ぶ事、祭礼儀式御尋ねの節上へも啓達する事なり。然るに右囃子・小踊世の移に隨ひ、近年殊の外風俗いやしく成し事其根元を尋れば、若き者ども産宮神の祭礼儀式に列する事を忘れて、唯諸見物の耳目を喜ばしめんと思ふより、あらぬ卑坊の所作を見習其眞似を致す事有るまじき事の第一也。於神前かりに

も不淨汚穢の言をうたひ、其の形容をも見ず事如何なる事ぞや。是氏神を恐れ敬う信心薄く諸人に媚を求むる心より物眞似・辻芝居などの所爲を眞似る其心根の賤敷さもしき事譬ん方なし。如此猥なる仕態を致すより行儀も崩れ、内心にも我慢執起り、喧嘩口論等をも仕出す事必然之道理なり。総而口論争鬪は穢に立也。其場に立合候者も當日の穢也。扱又庄内にても莊船雜賀踊・餅搗踊等は発端より今に至る迄不相易傳へ来るは神妙に目出度例也。神不享非礼ともいへば一統に小踊等、唯むかしむかしより仕来る中にて、又は新に作る共唱歌・節付音声・容貌・踊りの手に至る迄不淨汚穢の事をはぶき、おとなしく安らかに兒童相應の事をなし、囃子方も行儀を專にすべし。譬へ時節よき折柄も格別奢がましく目立事は致間敷也。又氣随宿惜に任せ險約難澁をいひ立辞退致すべからず。祭豊年不奢凶年不險といふ事有也。乍去囃子・小踊は祭礼にぎはひの爲なれば其時節の時<sup>直</sup>に隨ひ、増減儉約の儀は村役人中より之差圖を堅く相守る可し必自己の氣嫌に任せて祭礼をかこづけにする事神慮の裡恐るべし。是予が空暇に任せての筆慰にあらず、近年踊・囃子方までもあまり尾籠なる所作をなす故心ある人は面を覆ひばかりの有様見るに不忽我文盲悪筆を厭はず如斯書送也。されば此の書面は他の人に見すべからず。毎年八朔後若者中寄合之席にて稚き者迄に誦聞かせ神を崇敬上を恐れ他の見聞を恥る事をしらせ猶祭日は庄中若者同士合にて擯推讓を先として美しく儀式を相勤る様之心持を常々にもいひ教べき事拮要也 穴賢々々

八月 日

當時定

一、大小太鼓打踊子等衣服是迄有り之通

一、惣囃子方上下着は紋付かたびら

一、鉦打子供はもやう付惟子苦しからず

一、惣囃子方鉦鼓笛人数大抵三・四人づ、其外介添用達の役者者異様・異形をすべからず

近頃にはかといふ物大方辻芝居物もらい等の眞似也。神前にしか、る所作をする事遠慮ありたし

右衣服装束等は時代に依て変わる物なれば一概には定めがたし唯時宣によるべし。尤めい／＼物好きに任せて異風新規なる事を致すべからず

享保三年亥八月

下司

上山

和田寺介

登美岩卓

花押

庄内若者中

と懇切なる通達書を出されたり。創始年代より八幡神社に古義眞言宗の僧侶も奉仕し、八幡大明神或は八幡大菩薩と称し来たりしに、明治維新後に神佛混合を停止せられて、唯神の神道として依然上山家が奉仕の任に當られつゝあり、明治六年癸酉四月に村社と爲り、同三十五年壬寅より、祭典を毎歳十月十五日に更正せられたり。該祭典日に郷土より出演

する踊り歌に曰く(原文のまま)

お、けなく あらおもしろの にぎはいや 神をいさめのをともや ついの小袖についのかさ 拍  
子もそろう まひので あはす小歌の一ふしも ことぶきいふを初菊の はやさきかゝる ふりのそ  
でむすめざかりのひめゆりが きみがすがたを 見るたびごとと いやとしかわひと おもひそめ 恋の  
いろはのあとやさき こゝろのたけをのかきつばた そつとあやめもうどんげと ふたりがこゝろは卵  
の花や 袖から袖に手を入れて とりかはしたる恋草の はなをさかしてその、ちは かはるまひぞと  
いふがほの わからむさきの八重一重 梅をしと汲み にはこの花のちぎりと抱きしめて きれぬ  
えにしの糸ざくら あざみのはりのにくさげに すて、さらばとねじふじを はなるまいどや いつま  
でも ふたりがなかはひなをきは すゑのすゑまで千代かけて はぎもひらく やいちように をきの岩  
なもはまの松 そよぶく風もさかゆらん

と また(原文のまま)

千早ぶる神のめぐみの有難や 御代もゆたかに久方の 空ものどけき春景色 いろをかざるや三つの朝  
すげなき松も笑顔と見えて 梅に鶯 つゝぢ藤 牡丹芍薬 きりに桃 山吹色も打雑り 櫻をかざすみ  
や人は 花に心をうつせりき 早夏木立の風かほる 卯の花や花橘や 菖蒲・撫子・牡若 水に心をう  
つしけり 秋とかはれば 紅葉と鹿 萩とすすきのたはむれて 千草の花に松虫や はや冬来れば 初  
霜の みぞれこがらしさひぐに 鶴も千歳を契りしに 谷の流れに亀遊ぶ 千秋樂の時を経て つき  
せぬ御代こそ 目出度けれ

と また(原文のまま)

おなじおもひの道筋を みな一様のしのぶ賣 とりなりかるきか をびむすぶとすれど しやらどけや  
はつともすそにりやくなかせ あゝはづかしや そのしのぶよのむつごととに あさてのしつかこゑく  
にうたひつれたるひとふしに わしがか在所か 京のあなかのかたほとり やせや大原や女上の里 よな  
しのぶゆゑ姫ごぜのみて つまか、げしのぶいらしやせんかいな かはせんかいよふしのぶ それおほ  
を名でかしのぶ よふのそのきぬぐのむつごととを またのしのぶを おしやんして それからわしか  
わすれぬ身をしのぶ賣り わがつまをしのぶ まつまのしのぶうり 春と秋つとたけ ちがふヲ、を  
ないどしきくときけ よふはどちらが妹と おないしように ついのくし みちくはなすそのわけは  
よいはまきれ よいはまきれ 暮しもしよふか ふけてまつよのみはたづみ しのぶあるかし しのぶ  
その夜のたのしみに こふしへた 袖扇子 をくにさ、ごとあすかごと むり名呼びだしあひことは  
しのぶは系賣りあるく めだつききように菊のさき なのれめませにたひす、り かいてをくるやいと  
はぎの みだれみだれるわがすがた 君が心のますか、み 末ながかれと祝ひけり

と唄いつ、舞踏しけれども、数十回書寫しの誤謬多くして、今や其の意味を了解すること  
能はざれども、要するに恋情に外なるべし。教育の発展に随ひ自然消滅に皈するならん。

同四十一年戊申四月に弊帛料供献の指定社と爲なれたり。爾来再（祭）<sup>?</sup>祀の典礼等日を逐ふて、旧時に復し、一面にては在来の無格無名の小社にして、田野山谷の間に散在し祀るに人無く、修するに資なく、徒に狐狸の巢窟となり、若くは荒廢に傾向しつゝ、ある叢祠は、却つて神祇崇敬の思想を、阻害するの恐れ有るを以て、政府当局者は熱心に斯る小社・叢祠を合併せんことを勧誘し、本郷土に於てもこれに承服し、明治四十一年戊申五月に許可を経て

大字大引字神田に鎮座せし無格社

神田神社 祭神 應神天皇 観請年月不詳<sup>?</sup>

大字大引字西谷に鎮座せし無格社

西ノ森神社 祭神 神功皇后 勧請年月不詳

大字大引字神田に鎮座せし無格社

金刀比羅神社 祭神 崇徳帝 勧請年月不詳

大字大引字西出に鎮座せし無格社

蛭子神社 祭神 蛭子神 勧請年月不詳

大字吹井字堀越に鎮座せし無格社

吹開神社 祭神 不詳 明應元年壬子六月勧請

大字吹井字寺越に鎮座せし無格社

大神社 祭神 天照皇大神 寛文三年癸卯三月勧請

大字吹井字須崎に鎮座せし無格社

天神社 祭神 菅原道真 元禄七年甲戌六月勧請

大字吹井字須崎に鎮座せし無格社

蛭子神 祭神 蛭子神 元禄十五年壬午八月勧請

大字吹井字三宅に鎮座せし無格社

巖島神社 祭神 市杵嶋姫命 勧請年月不詳

大字神谷字大垣内に鎮座せし無格社

揖取神社 祭神 不詳 勸請年月不詳

大字神谷字戎子谷に鎮座せし無格社

戎神社 祭神 蛭子神 勸請年月不詳

大字神谷字寺谷に鎮座せし無格社

稻荷神社 祭神 倉魂稻荷 文久二年壬戌八月勸請

等総てを衣奈村八幡神社に合併せられしより、本郷土中に一の神社なし。然れども敬神思想は向上しつゝあり。

## 九、宗教

### イ沿革

本郷土に於ける往昔の宗教状態を調査せんと欲すれども、上世は遼遠にして且つ記録を存せず、物件を遺さざるを以て、考證するの端倪を得ること不可能なれども、各部落に散在する古墓地に五輪石塔の残留せると、翁媪の口碑を綜合すれば、今大正四年乙卯を距ること一千年前なる、人皇第六十代醍醐天皇の延喜年代乃至七百年前なる人皇第八十四代順徳天皇の建保年代は、渾て古義眞言宗に属し各地互ひに相競ひ、最上密教の精舎を建立して、阿字本不生の蘊奥を説示し、六大四曼の法旗を翻して三蜜二相の觀念を凝らし、或は金胎両藏介を談じ、或は即身成佛義を唱へ、群生を濟度しつゝ、三・四百の星霜を経過せられたり。爾后時機は漸時澆季に傾向しつゝ、衆生は歳下根に化了し、加ふるに南征北伐・兵馬控惚の時運に際会し、一般の人民が佛教を視ること、現世の利益福德を願求する加持祈祷の法が、或は死人取扱の方と爲し、寺院をは葬祭の儀式場視し、僧侶をば死人取扱人視して、轉迷開悟を示導する、人夫の大導師たるを辨知せず。三百の春秋を経過し、佛教は落日弧城の悲境に陥らんとするに方つて、今より四百二十余年前なる、人皇第百二代後土御門天皇の延徳乃至永正年間に、京都本願寺第八世蓮如上人が、数次熊野参拝の途次錫を日高郡に駐めて、末世有縁の要道にして、九聖通修の鍵 經たる他力易行の法間を布演し、僧俗の儀を分たづ、子弟の別を立てず信心を發得せば、報土往生の目的を遂果す可きの、平民的安心を獅子吼せられしより、道俗時衆等は旱天に雲霓を望たるが如きの感情を惹起

し、袖を聯ねて眞宗に葵向轉レ改し、佛燈をして再び光輝赫々たらしめに因り本郷は眞俗二諦の教旨遍滿せし故以なり。徳川氏が政權を執りし、爾來外教を嚴禁し公職を奉ずる者をして毎歳二月に

就切支丹宗門御改一札之事

一、私親祖父之代は勿論私并妻子に至迄切支丹宗門に少之内も不罷成候代々何宗にて當何町何浦何寺旦那にて妻子共私同宗同寺の旦那に御座候則右の寺より寺手形差上申候

一、召抱之者旦那那寺之手形取請狀にも寺請の儀爲書男女八歳以上至迄堅相改親祖父之代其身妻子に至迄切支丹宗門に少之内も不罷成候若於偽は切支丹しゆらめんと日本の神可蒙御罰と誓紙爲致年を重罷在候者も前年之通相違無之趣手形取置申候

此後召抱候者も右同前に相改可申候  
右之趣若し於偽は切支丹しゆらめんと日本の神可蒙御罰者也

二月

公 職 名

花押

支配人氏名宛

てふの誓紙を出さしめ、平民に在つては旦那寺院の住職より保證して、誓紙を出さしめしが故に、寺院住職の威嚴は頗る強盛なりしが、明治の初年より外教の禁を解かれ、且つ帝國憲法に於て、信教の自由を附與せられたけれども、本郷土は未だ外教を信奉する者は無し。輒近稀に天理教を信奉する者は出で来りつゝあり。

口 寺 院

淨 明 寺

白崎村大字大引七百十番地

京都本派本願寺末

眞宗 白巖山 淨 明 寺

檀 家 二百三十二戸

本 堂 桁行 六間半 梁行 七間

天保十三年壬寅九月再建

本 尊 阿弥陀如来 木造 立像

宗祖大師 画像 一 軀

寛永十三年丙寅九月本山より下附  
蓮如上人 画像 一 軀

弘化四年丁未十一月本山より下付  
七高祖 画像 一 幅

明和九年壬辰三月本山より下付  
聖徳太子 画像 一 幅

明和九年壬辰三月本山より下付  
方便法身尊像 画像 一 幅

永正三年丙寅七月本山より下付  
見眞大師縁起 画像 一 ? 幅

明治四十二年己酉九月本山より下付  
梵鐘 徑 一尺五寸

明治十二年己卯五月鑄造  
庫裡 桁行 七間半 梁行 四間

當山の由緒を繹めるに、當地出生の西道てふ法師は、文明乃至文龜年代に出で、有田郡宮原村祐尊に師事して、眞宗の教示を領解しいと、篤く信奉し、同郡湯浅福藏寺主を介して、本派本願寺に願ひ出て、今より四百十一年前なる永正三年丙寅七月十三日に、本願寺第九世実如上人より、方便法身の尊像を下付せられて皈り、これを奉安せんが爲に一字を建立し、名けて大引惣道場と呼称せられたり。第二世吟龍を経て第三世淨意機の在職中なる、天正十四年丙戌九月に本堂を再建し、第四世淨意の在職中なる、寛永十三年丙子に本願寺第十三世良如上人より、宗祖大師の画像を下付せられ、尋いで同十七年庚辰正月十五日に、同上人より本尊阿弥陀如来木像の立像を下付せられ、同日淨明寺てふ寺号公称を許可せられたり。これ即ち開基を距ること一百三十五年後なりき。夫れより第五世淨円・と第六世雲龍と・第七世淨貞と・第八世淨眞とを経て第九世円海の在職中なる、明和九年壬辰三月に、本願寺第十七世法如上人より、七高祖及び聖徳太子の画像各一幅を下付せられ、第十世円心在職中なる年代は、徳川幕府の權威稍傾頓し、人心娶擾の時運に丁りて、宗教者が減少しけれども、住職の道念甚だ深厚なりしが故に、常に佛恩報謝の主旨を顯揚することに熱中し、四六時中法話の他語らず。理義以て之を挫き、温言以て之を諭して、門徒を誘掖感化せしこと、十年一日の如く孜孜として、逸々呼たりし結果空しからず。天保十三年壬寅九月に本堂再建の素懷を遂げられたり。加ふるに當寺の名声をして、四方に聞達するに至りしは、実に孝徳兼備の然らしめし所なり。これを淨明寺の中興上人と称道するも、敢えて過言に非るは、十目の視る所十手の指す所たり。第十一世円淨の在職中なる、弘化四年丁未十一月に本願寺第二十世廣如上人より、蓮如上人の畫像を下附せられ、第十二世円教の在職中なる年代に、廢佛毀釋の議論全国に喧しくして、信者の安心を攪乱せんとする風雲急なりけれども、只管に祖師の教旨を遵奉して、化導に従事し檀信徒



覺

をして感染せしめず、且つ明治十二年己卯五月に梵鐘を鑄造せられたり。第十三世なる現住職遊園が繼承相続し、明治四十二年己酉九月に、本願寺第二十二世鏡如上人より、宗祖見眞大師縁起四幅を下付せられたり。當山を開基せし永正三年丙寅は、今大正四年乙卯を距ること四百十年なりき。

白崎村大字吹井三百九十二番地

京都本派本願寺末

眞宗 平林山 覺 性 寺

檀家 三十五戸

本堂 桁行 五間 梁行 五間半

元禄十三年庚辰六月再建

本尊 阿弥陀如来 木造 立像 一軀

寛永十二年乙亥正月本山より下付

宗祖大師 画像 一幅

寛永十三年丙子七月本山より下付

七高祖 画像 一幅

寛永六年己丑七月本山より下付

聖徳太子 画像 一幅

宝永六年己丑七月本山より下付

方便法身尊像 画像 一幅

明應三年庚寅四月本山より下付

梵鐘 径 一尺五寸

元禄十三年庚辰十月鑄造

庫裡 桁行 四間半 梁行 四間

當山開基の由緒を繹めるに、當地方は今より八・九百年前は古義眞言宗の寺院ありて、化導しつ、数百の星霜を経過中に、時勢一変して兵馬控惚の世運となりしより、寺院は年々歳々に哀類して、佛教は己に地を払はんと垂々たる當時、本願寺第八世蓮如上人が熊野参拝の途次、数回日高郡に留錫して、眞宗の教旨を説示し、遠近の道俗続々皈向せるに際し、當山の第一世祐正も亦其の教席に陪して聴聞しけるに、宿善開發の時機や倒來したりけん。即時に宗意安心を領解して篤信者と爲り、同上人と師弟の義を結び、明應三年甲寅四月八日に、同上人より方便法身の尊像を親しく拝受し、一字を字濱田に建立して、之を奉安吹井總道場と称して法燈を輝されたり。第二世祐學を経て第三世祐信の在職中なり、寛永十三年丙子七月二十七日に、宗祖大師の画像一軸を下付せらる。第四世祐玄の在職中なる、元禄十三年庚辰六月に本堂を、此地に再建して移轉を決行し、第五世祐玄の在

職中なる、宝永六年己丑七月三日に本願寺第十四世寂如上人より、七高祖及び聖徳太子の画像各一軸を下付せられ、夫れより第六世祐碩と第七世祐愍と第八世祐存と第九世祐浄と第十世祐瑞とを経て、第十一世なる現住職誠諦に至りて、本堂は白蟻に襲はれて破損の徴候を現せるに依り、目下大修繕に着手しつゝあり。當山を開基せし明應三年甲寅は、今大正四年乙卯を距ること四百三十三年なり。

光 臺 寺

白崎村大字吹井七百一番地

京都本派本願寺末

眞宗 白雲山 光 臺 寺

檀 家 二十一戸

本 堂 桁行 四間 梁行 四間

本 尊 阿弥陀如来 木造 立像

宗祖大師 元禄十三年庚辰三月本山より下付 画像 一幅

七 高 祖 元禄十三年庚辰三月本山より下付 画像 一幅

方便法身佛 慶長十三年戊申三月本山より下付 画像 一幅

梵 鐘 明治三十六年癸卯七月鑄造 径 一尺五寸

庫 裡 桁行 四間 梁行 四間

當山開基の由緒を繹ねんと欲すれども、記録の遺留なきを以て、詳知すること能はざれども、古老の口碑と散在せる書類等に據りて綜合するに、往昔慈覺大師が肥後国より、薬師如来を負ひ来りて、地を重山にして白雲山海宝寺を創始せしに、今より六百六十七年前なる、建長元年己酉四月十八日の暴風に崩潰したりし、後は當地方の宗教は己に地を払はんとするに當りて、本願寺第八世蓮如上人が附近に來錫して、眞宗の教旨を不演し、道俗諸共に眞宗を信奉せる時運となりたり。其の後當地の某なる者、該教義を篤信し得度して教最と稱し、方便法身の尊像を下付せられんことを、出願しければ慶長十三年戊申三月廿五日に、本願寺第十二世准如上人より下付せられ、一字を建立して、糸谷総道場と稱して子孫繼承す。これ即ち當山第一世の開基なり。第二世教正をへて第三世教

順の在職中なる、元禄十二年己卯七月に本堂を再建し、翌元禄十三年庚辰三月四日に、本願寺第十  
 四世寂如上人より、光臺寺てふ寺号の公称を許可せられ、同時に本尊阿弥陀如来の木像立像一軀と、  
 宗祖大師及び七高祖との画像各一幅とを下付せられたり。第四世教海と第五世教証と第六世教良と  
 第七世教随と第八世教海と第九世教信とを経て、第十世教円の在職中なる、明治三十六年癸卯に梵  
 鐘を鑄造し、同四十五年壬子三月に逝去せられしより、十余年の久しきに亘りて無住職なりき。當  
 山を開基せし慶長十三年戊申は、今大正四年乙卯を距てること三百九年前なり。

宝 国 寺

白崎村大字神谷百二十一番地

京都本派本願寺末

眞宗 白雲山 宝 国 寺

- 檀 家 百二十八戸
- 本 堂 桁行 四間半 梁行 四間半
- 本 尊 阿弥陀如来 木造 立像 一 軀
- 眞 亭 二年乙丑三月本山より下付 画像 一幅
- 宗 祖 大師 正徳六年丙申二月本山より下付 画像 一幅
- 蓮 如 上人 弘化三年丙午三月本山より下付 画像 一幅
- 七 高 祖 宝永八年辛未四月本山より下付 画像 一幅
- 聖 徳 太子 宝永八年辛未四月本山より下付 画像 一幅
- 方 便 法 身 佛 永正九年壬申六月本山より下付 画像 一幅
- 鐘 楼 堂 桁行 七尺 梁行 七尺 明治二十九年丙申七月再建
- 梵 鐘 天保十三年壬寅九月鑄造 径 二尺
- 庫 裡 桁行 七間 梁行 五間

當山は開基の由緒を繹ねるに、當地方は今を距ること、大凡壹千年前より古義眞言宗の寺院ありし

が、三・四百の春秋を経て、漸次に哀頹し、有名無実の状態に傾向せし時に方つて、今より六百七拾年前なる、寛元乃至文應年代に眞宗の開祖親鸞上人が、末世凡夫に適切なる法門を布きしより、天下の衆生大いに葵向しつ、有りしが、加ふるに本願寺第八世蓮如上人が、熊野参拝の途次本郡に於て、其の教義を説き示せしより、一層隆盛に趣き篤信者が続々輩出せられたり。其年代に公役に熊野に参拝せる、飛弾の国の住人なる平太郎てふ、親しく法義を聴聞して、俄然眞宗に皈依しける者が當神谷に來たりて、上人の教旨を傳説しければ、高六石余の耕地を所有して、農を專業とせる某が、宿善開發の機や倒來したりけん、噸に領解し直に得度して、淨円と改名し湯淺福藏寺主を介して、本派本願寺に出願し、今より四百四十年前なる永正九年壬申六月に、本願寺第九世実如上人より、方便法身の尊像を下付せられ、これを奉安せんが爲に一宇を建立して、神谷総道場と称し第六世まで殆ど一百七十余年の久しきに亘りて、繼承せしが延宝の末年に、回録の災厄に罹りて尊像の外、堂宇始め諸書類及び諸器具等一切有鳥に皈しければ、僅々廿余戸の檀家にて之を回復すること能はず。自然廢滅に皈せんとする悲運に方つて、勘十郎てふ篤信者はいたく之を憂慮し、従前の如く持續せんと寢食を忘れて、西に説き・東に勧めし功績空しからず、遂に衆議一決して、三間・四間の藁葺道場を建立し、勘十郎は推されて法師となり、法名を淨玄と改名し、其當時より四百三十余年前なる、建長元年己酉四月十八日の大風雨にて潰滅したりし、重山の天台宗白雲山海宝寺を再興改宗して、觀海山宝国寺となさんことを、湯淺福藏寺主の斡旋にて、本願寺へ出願せしかば、本願寺第十四世寂如上人之を嘉納して、貞享二年乙丑三月に、本尊阿弥陀如来木造の立像を下付し、同時に寺号公称をも許可せられ、歡喜雀躍して皈寺し、翌貞享三年丙寅五月に現今の本堂を再建し、尋いで宝永八年辛未四月に、七高祖と聖徳太子の画像各一幅を下付せられ、其後宗祖大師の画像を下付せられんことを請願しければ、正徳六年丙申二月に、本山事務員下間刑部御法橋より

御開山様御影願之通遂言上候処 此節御用他候故 御裏御判形にて先被成 御免候間難有可被存候 御裏之儀者 追而 御染筆可被下候 不宣 下間刑部御法橋

正徳四年丙申二月十二日

福藏寺門徒

紀伊國日高郡衣奈庄神谷浦

宝国寺 淨玄

との證明書を添えて下付せられたり。後享保二年乙酉四月五日に往生の素懷遂げられたり。之を當山第七世中興上人と爲す。夫れより第八世祐玄と第十世淨祐と第十一世貞林と第十二世淨香とを經十三世淨雲の在職中なる、天保十二年壬寅九月に梵鐘を鑄造し、翌同十三年癸卯七月に鐘樓堂を建立し、尋いで弘化三年丙午三月に、本願寺第二十世廣如上人より蓮如上人の画像を下付され、第十四世淨寛を経て、第十五世現住職淨慧が就職せし、翌年即ち明治二十九年丙申七月に鐘樓を再建せり。神谷総道場開創せし永正九年壬申は、今大正四年乙卯を距ること四百四十年前なり。

八佛堂

藥師堂

白崎村大字大引六百十四番地

藥師堂 桁行 一間半 梁行 一間半

建立年月 不詳

本尊 藥師如來

木造立像 一軀

相傳ふ、此の藥師如來は、今より二百七十年前なる正保年間に、泉州岸和田の漁夫が、海獺島の沖合に於て漁業中に、網にて引き揚げし佛体にましませり。靈告によりて慈覺大師の作なりと知りしより、當時は頗る繁昌せりと。

編者案ずるに蓮專寺の重山記録に慈覺大師が、肥後より藥師如來を貧オひ来れりとあり、今此の相傳と粗類似せるを推考するに、元重山に有りしを今より六百六十七年前なる、建長元年四月十八日の大風雨にて堂宇破潰せしより、當大引に移座せしが復々洪浪の爲に漂流し、二百七十四年前なる正保年間に、漁夫が網より曳き揚げしにはあらざるや、記して以て識者の考證を俟つ。

地藏堂

白崎村大字大引字上通り

地藏堂 桁行 二尺六寸 梁行 二尺六寸

建立年月 不詳

本尊 地藏菩薩

石造立像 一軀

由緒 不詳

觀音堂

白崎村大字神谷字重山

觀音堂 桁行 二間 梁行 二間

文久元年辛酉四月再建

本尊 觀世音薩レ菩

木造立像 一軀

相傳ふ、往昔慈覺大師が肥後国阿曾山より藥師如來を負ひ来りて、重山に白雲山海宝寺を創始せられし際より、寺内に奉祀しありが、建長元年己酉四月十八日の大風雨にて崩潰し、六百三年を経て今より五十五年前なる文久元年辛酉四月十八日に再建せりと。

二天理教

天理教嶋ヶ原分教会由良宣教所訓導原新五郎が、明治四十年丁未の頃より、本郷土大字大引に来たりて、天理王命の福音を布演せられしより、三・四人の信徒が出来しが、夫より漸時に増加し、大正貳年癸丑三月に説教場を新築、同月十八日に開場の式を擧げ、爾來訓導原勝藏が説教を爲せるに依り、信徒は日に月に増加しつゝあり。

## 十、民俗

### イ沿革

本郷土人は、往時は遠洋漁業を、営みし形跡なきにしもあらざれども、近古以来は家居して畜に尻の日に、近海の漁業に従時するのみにして、敢て他郷土人と交通せざるを以て、外部の刺戟少かりしが故に、風俗の一般に醇朴なるは、誇りとするに足れりと雖も、随つて新進の氣象を缺如し、只管に旧慣を株守し、文化の程度は他の郷土に比較して遜色有るは、これ一長一短とする所なり。

### ロ現時の風俗

#### 一 服装

衣服は大抵木綿を着用し、絹布を纏ふ者は稀有なり。其仕立方は成年以上の女子に在つては袖を着けたれども、其の他は概して筒袖なり。帯は女子は巾の廣きを用ふれども、男子は多く兵児帯を巻けり。頭髮は男子十五歳以上は総じて軒髪にして、以下は悉皆剃髪なり。女子は古來幾變遷を経て、近年は既婚者は丸曲或は新蝶々にして、未婚者は多く廂髪なり。履物は比較的奢侈に傾向し、畳付下駄及び麻裏等にして、表無下駄を穿つ者は稀なり。

#### 二 食物

米麥相半す。然れ共男子の沖合に出漁する時は、純米飯の行厨を用ふ。副食物は多く魚類にて、不漁の際も他郷土より販賣し來れる漁族を賄ひて食し、蔬菜及び乾物等を食する者は稀なり。食度数は三度若くは四度なり。

#### 三 家屋

今を距てること五・六十年前までは、多くは萱葺或は藁葺なりしが、現今は悉皆瓦葺な

るを以て、小孝校の児童等が他郷土に於て、萱葺或は藁葺を見て奇異なる感想をおこせり。玉藻刈る苦の伏家のことにしあれば、大厦高樓はなけれども、海風の吹き荒むこと多きが故に、建築は渾て堅固に造られたり。唯憾むらくは宅地に乏しかりければ、好辨なる設備を爲す事は能わざるに在り。

#### 四冠婚葬祭

男児十七・八才に至れば青年会に加盟す。之を元服と称す。所謂冠なり。婚姻は血統及び家事系累の調査を遂げ、當事者即ち花智・花嫁の会見に始り、媒介者の斡旋に依りて結婚式即ち祝言に終る。これは普通なる慣例にしあれど、往々野合の結果に血統の良否と、資産の如何とを調査せず、父母の命と媒介者の勞を俟たずして結婚する事もあり。葬式は佛式にして、火葬を常とす、死屍を焼くに隱亡に依托せず、縁故を有する者等は之を執行しつゝあり。葬礼途中は重服者の男子は、無紋の(袴)を着し、親族及び親近者は紋付き羽織と袴を着し、家族は勿論親戚の女は白無垢を着し、同大字の人々は手に念珠を爪繰りて会葬せるは、眞に好美なる風俗と云ふ可し。死者の忌日には僧侶を請待して経を唱へしめ、年忌と称して一周忌・三回忌・七回忌・十三回忌・二十五回忌・三十三回忌・五十回忌等あり、其當日は血縁の者を招きて、讀経等の式を擧げ式後に酒食を出して饗應す。産土神社祭典は三尾川・衣奈・小引・大引・吹井・神谷の二個村六個大字の都合にて、衣奈八幡神社に於て執行す。往時より八月十五日即ち放生会日なりしが、明治四十一年戊申より十月十七日、即ち新嘗祭日と変更し、當日は郷土中の老若男女いづれも絃服を着し、参々伍々袖を聯ねて参拝し、渡御式を奉仕し神事に獅子舞あり・神舟あり・勇壯活発なる大太鼓打ちあり・高尚優美なる子踊りあり・靜肅なる囃子等あり、氣質の荒き漁村の祭祀にしあれど、頗る穩順閑雅なるは、古来京都以南に比類を絶せる祭典なりと云い傳へしも、實際を目撃せば過賞に非ることを感ずべし。故に附近の各郷土より來觀する者の陸続たると、祭礼當日は各大字の青年が、規約に依りて一滴の酒をも飲まざるが爲に喧嘩・口論等絶無なりき(神社誌参照)。

各大字内の相互間は、恰も親子兄弟の如き風習ありて、親蜜を極む。随つて些少の礼讓なく、他人の名は大抵呼捨を常とす。學動は多く粗暴野卑にして、放言無遠慮・無作法等は一般漁村の特徴たり。然れども人情の敦厚なる・從順なる・卒直なる美風は都会及び都邑に感觸したる半開半化なる地方に於ては、到底見聞し得能はざる所なり。今之を概評すれば、精神は至美至善なれど、教育の低度なると交通の不便なる事に因りて、他郷土の刺激影響を受けざるを以て、程度は中流以下に居れり。

## 二言 語

言語に至つては前陳の如く、他郷土人との交際深厚ならざるを以て、所謂方言を正確なりと信據し、因襲の久しき遂に正語を目して、外国語の如く見依すに及べり。今方言中の著しきものを擧ぐれば

あゆ(鮎)をあい あんどう(行燈)をあんど あふむき(仰)をあをむけ あにさん(兄様)をあにやん あなた(貴下)をあんた あやつ(彼奴)をあいつ あいだ(間)をあいさに ありませんをあれへん あちら(彼方)をあつちや あほう(阿保)をあほつたれ あす(明日)をあいた めど(井戸)をあろ ゆび(指)をいび いろ(色)をいど ゆがむ(歪)をいがむ うごく(動)をいごく めかけ(鑄缺)をいかき ゆこう(行かう)をいこう すこし(少し)をいつちよも ゆきなさい(行きなさい)をいかんせ たくさん(沢山)をいかいこと うど(獨活)をうろ うどん(饅頭)をうろん わたくし(私)をうら わたくしのいへ(私の家)うらんええ 糸びすさま(蛭子様)をえびつさん えんどう(豌豆)をえんど豆 糸ま(絵馬)をえんま よいきもの(良い着物)江、きものたいそう(大層)をえぐ よい(良い)をええです おてんだうさま(御天道様)をおてんとさん おまへ(御前)をおのれ おほかみ(狼)をおおかめ おばあさん(御嬭さん)をおばん うなぎ(鰻)をおなぎ うさぎ(兔)をおさぎ おしいれ(押し入)おしれ うしろ(後)おしろ おほきい(大きい)をおつかい おもしろい(面白い)をおもしろい すわる(坐る)をおつちんす しかられる(叱られる)をおこられる おほから(大方)をおかたごめん(御免)おいたし おまへ(御前)をおんじや うみ(海)をのみ かど(外戸)をからだ(体)をかたごらかへる(蛙)をかいたし かに(蟹)をがに かんざし(簪) かんだし(簪) かくこう(孝校)をかつかも(鴨居)をかもえ かびをかべ かるわだ(軽業)をかるわた かゆ(粥)をかい かつをぶし(松魚節)をかつぶしたいそう(大層)をがいに きもの(着物)をきりもの きせる(煙管)をけい かつをぶし(松魚節)をかつぶしねん(去年)をきょうねん きぼうし(擬宝珠)をきぼうし くるもの(果物)をくらもの くだ(管)をくらしり(尻)をけつき(乞食)をこりきわわ くわい(慈姑)をくわえ くだもの(果物)をくだもの けす(消す)をけやす こじき(古米)をこりきわんばく(腕白)をこんた こうのもの(香の物)こんこ こんべいと(金平糖)をこんべと こやつ(此奴)をこつまい ころ(五合)をこんご ごちそう(御馳走)をごちよ ちち(東風)をちちかぜ こやつ(此奴)をこいつ しがたつ(腹が立つ)をございやく ひと(人)をしと どじょう(鱧)をじよじよ ざこ(雜魚)をじやこ しらみ(虱)をしらめ ざくる(榴し柘)をじやくろ じゃがたらいも(馬鈴薯)をじゃがたらう ぞうり(草



履)をじより しゃっぱ(帽子)をしゃっぱん じゅばん(襦袢)をじばん しほ(塩)をしょ しゃうゆ(醤油)をしょゆ りびよう(痢病)をじびやう しょうべん(小便)をしょんべ じようり(淨瑠璃)をりようり(料理)をじようり しょうじき(正直)をしょうりき りくつ(理屈)をじくつ しぐわつ(四月)をしんがつしりのあな(尻の穴)をしんなな すゝめ(雀)をすうりめ じゆつ(数珠)をすず すゞ(鈴)をする すみ(隅)をすまんご すもふ(角力)をすもん すゝはき(煤掃)をすそはき せつた(雪駄)をせきだ せいろ(蒸籠)をせいろすけあぶら せついん(雪隠)をせんち せみ(蟬)をせつた(雪駄)をせきだ せいろ(蒸籠)をせいろせきひつ(石筆)をせけひつ せきたう(石塔)をせきと せんざい(前栽)をせんざい せんもんばらい(誓文払)をせんもんばらひ せおふ(背負)をせたらう せんせい(先生)をせんせい せきゆ(石油)をせきたん そろばん(十露盤)をそどばん さつし(草紙)そりり そうれい(葬礼)をそうれん さうです(左様です)をそうやしざいしよ(在所)をだいいしよ たぬき(狸)をたのき たばこ(煙草)をたばこ ざぶとん(坐蒲團)をだぶとんざしき(座敷)をだしき たご(擔樋)たんご ランプ(洋燈)をランプ たんじよう(誕生)たんじよ たづねる(尋ねる)をたんねる たいてい(大抵)たいて たびをたんび ぢめん(地面)を地べた ぢぞうさん(地藏様)をぢるさん ておけ(手桶)をちよをけ すこし(些少)をちびつと ちがってゐる(違つてゐる)をちごてる づきん(頭巾)をづつきん つよい(強い)をつをい あの人(彼の人)をてきさん れんこん(蓮根)をでんこん てまり(手鞠)をてまる できる(出来る)をでける お前をてきや たいそう(大層)をでえる あたま(頭)をどたま とび(鳶)をとんび とけい(時計)をとけえ とりぬ(鳥居)をとりえ とだな(戸棚)をとらな どうぞ(何卒)をどうぞ ざうきん(雑巾)をどうきん たつみ(唐箕)をとみ とをい(遠い)をとわい たうぐわ(唐鍬)をとんが なんてん(南天)をなんてん なぞかけ(謎掛)をなぞかけ なる(撫でる)をなせる ならぶる(並る)をなるべる なにか(何か)なんで にぐわつ(二月)をにんぐわつ につけい(肉桂)をにつけ になぎよう(人形)を人ぎよ にほい(香)をによい 言ふなをぬかすな ぬの(布)をの、はだし(洗足)をはらしはへ(蠅)をはい はなを(鼻緒)をはなご はいでん(拜殿)をはいれん はんぶん(半分)をはんぶん はさむ(挟)をはそむ ひばり(雀雲)をひばる ひは(枇杷)をびや ひもをひぼ ひとへもの(單衣)ひとよもん びんぼう(貧乏)をびんぼう しきもの(敷物)をひきもん びつくり(喫驚)をびつくら みりんしゆ(美淋酒)をびりんしゆ ふで(筆)をふれ ふだ(札)をふら ふきん(布巾)をふつきん ふき(踏)をふひき いちめん(一面)をべつたり ほたる(螢)をほたる ほうおんこつ(報恩講)をほんこつ する(捨てる)をほかす ふところをほところ まゆ(眉)をまい まへだれ(前垂)をまいだれ マツチ(熨寸)をマチ まるい(円い)をまるこい みなみな(皆々)をやぶちや いわし(鯛)をゆわし いわ(岩)をゆわ ゆをう(硫黄)をゆをん いわひ(祝)をゆはひ ゆうれい(幽霊)をゆうれん いひ(言)をゆい 云いなるなをゆはんすな いけ(池)をゆけ ゆうだち(夕立)をゆだち よだれ(涎)をよられ よめいり(嫁入り)をよめり よむぎ(艾)をよもぎ ゆふべ(昨夜)をよんべ らくだい(落第)をらくらい だいぶん(大分)をらいいが れうぢ(療治)をりようり じんりきしや(人力車)をりんりきしや れんぎ(擂木)をれんげ ろぢ(路地)をろうぢ わらし(草鞋)をわらんじ

等を計へ来れば枚擧に違あらず。要するに土地柄僻遠にして、他郷土及び都邑人等多く交通せざるに因れり。これ教育當路者の注意すると否とに在りて、矯正の成否を決するならん。

編者案ずるに西牟婁郡周參見地方以南に於いて、わをあと呼びタチツテトの濁音をラレルレ口と呼ぶ

亦犯罪

の風習あり。假令へばわかやま（和可山）をあかやまと呼び、わたくし（私）をあたくしと呼び、わがら（我等）をあがらと呼び、あづき（小豆）をあきと呼び、さかづき（盃）をさかるきと呼び、みづ（水）をみると呼び、ふじ（藤）をふりと呼び、づきん（頭巾）をるきんと呼ぶの習俗あり、本郷土の方言も、之に類似して郡内各地方と異なる所以は、漁業場にて彼の地と関係、交通親密なりしに出でしなからんか。これ識者の考慮を要すべき所にあらずやと。

本郷土は多数の漁民と少数の農民との集合せる團體にして、教育も亦極めて低きが故に、年長者にして眠に一丁字の解せざる者の過半数なるを以て、公私の文章を偽造し詐欺等を爲せしものは、古来乃至現今は甚だ僅少なりしは、これ氣質の朴直なるに因るれり。随つて犯罪の種類も亦僅少なるは、これ自然の結果に他ならず。今左に十個年間の犯罪数を記録して、教育家及び先進者の参考に供せん。

年 度	犯 罪
明治三九年度	詐欺 一人
" 四〇年度	窃盜 二人 徴兵令違反 一人
" 四一年度	徴兵令違反 七人 傳染病豫防違反 一人
" 四二年度	徴兵令違反 七人
" 四三年度	窃盜 二人 賭博 一人
" 四四年度	賭博 九人 徴兵令違反 一人
大正 元年度	漁業取締規則違反 一人 賭博 九人
大正 二年度	過失致死 一人 賭博 一人 徴兵令違反 一人
大正 三年度	産婆取締規則違反
大正 四年	

之を概括すれば、本郷土の民俗はそれ上述の如くなるを以て、政治思想の如き高尚なる事件は絶対的缺乏せるが故に断じて高等警察の必要は非なるなり。自今以後教育家と先進者との感化に依りて、理想的郷土と化せられんことは寸豪も疑はざる所なり。

十一、衛生  
イ沿 革

近時文化の空気は漸次に衛生思想を喚起しつゝ、あれども、從來本郷土は衛生思想に最も乏

ぼしかりき。今遡つて古代を考證するに、日本書紀を案ずれば今年より二千〇〇八年前なる崇神天皇の五年戊子に国内多疾・疫民有亡旦大半矣とあり、これ本郷土も亦其時に疫疫を免れしや否やは、知ること能はざるなる。又今より一千二百十八年前なる文武天皇の二年の戊子四月に近江・紀伊二国疫とあり、これぞ紀伊国に疫病ありしを史莢に現れたる初めなる。爾来史上に紀伊国に疫病の流行せしことを記載せること数次現れたり。斯くの如く疫病あれば必ず、必豫防法無かるべからず。其豫防法たるや疾病發生の因由を神慮に皈し、神祇を祭祀すれば之を治すべしと信じ、故に疫神を祭り或は大祓を爲し或は道饗の祭祀を爲して疫氣を去らしめんとせられたり。今より一千二百六十年前なる孝徳天皇の大化改新以后に到りて、医事制度も大ひに具備し典藥寮を設立して、医藥治療を施すに至りしより、疫病治療法も稍進歩せられたり。今より一千一百八十一年前なる聖武天皇の天平七年乙亥及び同九年丁丑に痘病の流行せし時に、典藥療に命じて其の療法を研究せしめ、之を官符と爲して、諸国に下さしめられたり。と類聚国史に記載しあれど、如何なる方法なりしやは識知しがたし。然れども此年代に在つても疫疾を治するには、一般に疫神を祭祀するを主とせられたり。今より一千一百五十五年前なる、光仁天皇の宝龜二年辛亥三月、令天下諸国祭疫神同五年甲寅六月讀經於天下諸国禳疫氣也、といふの類は年々絶えざりき。平安朝以后に至りて、支那国と交通せし結果、医術の輸入によりて衛生豫防の方法は、前代に比して大段的長足の進歩は著しかりしも、當時は佛教隆盛なりしを以て、佛陀の力を信ずる事甚しく、皇室を初め奉り、天下一般の士庶は疾病を療するに、讀經祈禱を主とせられしは国史に明記せり。今より一千百七・八十年前なる人皇第四十五代聖武天皇の御宇に痘瘡病が初めて海外より傳われりと云ふ。時人は之を異病と称して、患者を山中の別居に隔離せしめ、或は之を疫歳の所爲なりと信じて、専心一意に神佛に祈禱して禳ふことに努められたり。本郷土も亦該病患者を山中に隔離せるの習慣ありたり。今より一千一百五十六年前なる人皇第四十七代淳仁天皇の天平宝宇四年庚子に、疫病流行して官の賑給を仰ぎ、今より七百三十五年前の人皇第八十一代安徳天皇の養和元年辛丑にも、疫病大いに流行したり。其年代より本邦の医術大いに進歩し、支那国の医術に本邦の經驗を加味して、

内容に於て大に改良せし跡は頗る著名にして、解剖・生理。病理等の諸科は面目を一新せられたり。今より六百五十九年前なる人皇第八十九代後深草天皇の正嘉元年丁己にも疫癘又大に流行したり。この年代より支那国との交通漸時に少くなりしより、本邦の医師は親試と実験とによりて、治術を研究したれども、一般の人々は重きを医術に置かずして讀經と祈祷とを唯一の治療豫防と爲せしことは、敢えて前代の風習に異ならざりし。今より四百九十五年前なる人皇第百代称光天皇の応永二十八年辛丑にも、今より三百三十一年代なる人皇第百五代正親町天皇の天正十三年乙酉にも疫癘大ひに流行したり。夫より藩治時代に至つて、香月牛山が傳染病の臭氣が人に觸望すれば傳染すと説き、橋本伯寿は疾病の傳染に無形の邪に由ると、有形の婁に由るとの二種ありと説きしは、稍傳染病の本性を極めたるものなれども、傳染病に対する智識の程度は、極めて淺薄なり。當時藩庁の當局者及び医師に於てすら、傳染病に親近するを嫌忌せざれば、民間に在つては傳染病患者を訪問して、相互に交通し死者有る時は親戚及び近隣郷黨の者等は、其の家に集まりて飲食を共にせしこと、敢て他病の死者と異なる所なし。唯疱瘡のみは大いに恐怖せり。天保及び弘化年代には藩治の當局者が種痘を奨励したけれども、人々は只疑懼して応ぜざりき。今より五十八年前なる人皇第百二十代孝明天皇の安政五年戊辰七月頃より、大いに虎拉刺病トラレが流行せり。該病は俗に三日コロリと称す。病発すれば忽然夢中の如く化了し、須臾にして手足は冷却し、大腹痛・大吐瀉を起し、数時間にして死亡しければ、人々は戦々競々として家事を放棄し、只管神佛に祈祷し、傳染を免れんことにのみ汲々乎たり。藩庁より

此節流行の暴瀉病は其療治方種々あり、趣に候得共、其中素人心得べき法を示す。豫め是を防ぐには都て身を冷やすことなく、腹に木綿を巻、大酒大食を慎み、其の他こなれ難き食物を一切給申間敷候。若し此の病催し候は、早々寢床に入りて飲食を慎み、其の他こなれ難き惣身を温め、左に記す芳香散と云ふ藥を用ふべし。是れのみにして治する者少なからず。且つ又吐瀉甚敷く惣身冷ゆる程に居たりし者は、焼酎一・二合の中に龍腦又は樟腦一・二勺入れ、あた、めて木綿の切にひたして、腹並びに手足へ小半時位づ、度々張るべし。

芳香散・桂椒皮細末・地細末・乾姜細末の三品等分

右調合致し一・二勺づ、時々用ふべし。

芥子泥・からし粉・餛飩粉等分

右あつき酢にて堅くねり、木綿切にのばし候事、但し間に合わざる時はあつき湯にて芥子粉ばかりにてねり候てもよろし。

又法  
あつき茶に其三分の一焼酎を和し、砂糖を少し加へ用ゆべし。但し座室を閉、木綿等に焼酎をつけ頻りに惣身をこするべし。但し手足の先及び腹冷へる所を、湯鉄又は温石を布につゝみて、湯を使ひたる心持になる程こするも又よし。

右は此の節流行の病甚しく、諸人難義候につき其症に抱はらず早速可申候。右藥方諸人爲心得無急度相達候事。

安政五年牛八月

と通達せられたれども、其の醫藥のみにては、其の効果を奏せず、翌安政六年己未にも亦流行し、病勢の猖獗なりしこと前年に倍しければ、士庶人は只神佛の冥助によりて、病勢を免がれんことにのみ、狂奔せし故に藩政府より、

當時世上暴瀉病流行に付於日前宮・伊太祈曾社氏神社氏子共、病災除の御祈祷被仰付御被下候難有可致拝受候

安政六年末七月二十一日

と告示し加ふるに同二十七日に

此節世上流行病有之人氣不穩の趣に付右爲災除紀国造初神職共於紀ノ川来る廿九日大被執行有之筈に付市中江心得申通候様被仰間候。且又若いづれにても祈祷相願候は志次第。初穂料差出勝手に願出候との儀も心得させ候様可仰間候、あらあら如被比御座候。

と告示されたり。當時は藩政府の當局者すら、斯如き告示を発せられたり。況んや僻遠の郷土に於ておや、更に豫防に注意せずして、神佛の冥助のみ乞はれたり。斯くの如く悪疫流行して、一般の人氣消沈甚だしく、元氣衰亡の虚に乗じて病勢益々其の流行を逞しうするの慮有りければ、藩政府は陰氣を退散せしめんとて、八月朔日より国中に踊りを命じければ、各地に各意思を凝らしつゝ、三・四十日間盛大に踊り廻られたり。其狂態は殆ど言語に盡し難く、傳染病流行の最中に於て、衆人集合し夜中裸体にて踊り廻りし結果、病勢をして一層猖獗を極め、頗る悲酸の状況を現出せしめたり。同御宇の文久二年壬戌の七・八月に麻疹病大いに流行し、本郷土にも該病に罹りて死亡せしもの多かりしは、各寺院の過去帳に徴して明瞭なり。該病は三十歳未満の者は、悉皆遁る者無しと云へども、往々

四十歳乃至五十歳にして、罹病せし者も僅少ならず。それより八・九年を経て、今より四十余年前なる、人皇第百二十一代明治天皇の明治初年に、俗に三日ハシカと云ふ疾病大いに流行したり。該病は一度罹りし者は遁るゝを得たり。最初は頭痛し、或は感冒の如き症候にて、三日を経過すれば、麻疹発して熱度高く、或は人事を忘却して、嚙言を吐き往々発狂せしもの有り。一兩日を経過すれば形跡なく、治したれども精気の衰弱は、十余日間回復せず、妊娠の婦人にして該病の爲、死亡せし者も亦僅少ならざりし。

## 口 説

往時の衛生は、官民一般に該思想に乏しく、医術は進歩せず且つ開業医も乏しく、本郷土人にして疾病に罹りける時は、右寺院の住職が書籍に據りて藥濟を調合し、或は末熱なる医師を請待して之を診察し、或は富山の賣藥若しくは京都公郷家の製藥、其の他の賣藥をば無上なる調製として服用しつゝ、ありしが、今より四十三年前なる、明治七年甲戌九月に各小区に四名の医務取締りを、人民より推薦せしめ、医師に関する件は細大とも、副戸長と共に議せしめしが、同十二月には之を廢して、一・二・三・四の大区には各二名、五・六・七の大区には、各一名の医務取締役を命じ又医務取締助を置きて、其の医務を助けしむるに及んで、本郷土に於ける衛生も一大面目を改めたり。同十年丁丑の末より、翌同十一年戊寅に亘りて虎烈拉病の流行せしに方つて、當局者の説示に依り、初めて傳染病として恐怖するに至れり。之実に本郷土に於ける衛生思想の発芽なりき。同十三年庚辰四月に医務取締を廢し、各町村浦に衛生委員若しくは二名を公選せしめて任命し、別に衛生條項を發布し、井水・下水・便所・肥溜・塵溜等の掃除を監督せしめて、大いに意を衛生に注がしむるに至れり。同二十年丁亥四月二十三日に閣令第十号を以て、**地方衛生会規則**を發布するに至れり。爾來各地の衛生大ひに向上し、本郷土の如きは之を数十年前に比較せば、宛然邦土を異にせるかを、疑はしむるに至りしは歡喜して惜がざるなり。

## 八健康状態

本郷土の人々は、概して身体健康なり。蓋しこれ海濱に在りて、四六時中新鮮なる空氣を呼吸するに因つて然るならん。故に敢えて地方病と稱すべきものは、絶無にしあれども割

合に多きは胃腸病なり。肺病及び気管病は古來曾て有らざりしが、輓近紡績会社より販來せし女工等が、大に気管支の衰弱を來して、顔色青ざめたるものあり。此原因を調査するに、生來新鮮なる空氣を呼吸しつ、成長し、俄然薄暗き職工室に入り加ふるに、室内に飛散せる綿紡を、呼吸したるの結果に外ならざるなり。工業に従事するは生業上より觀察せば、賀す可きに似たれども、妙齡なる女子にして、呼吸器に關係せる疾病を感ぜしむるは、獎來に於て寒心せざるを得ざるなり。

## 二 醫師

本郷土は土地僻遠にして、古來戸數僅少なりければ、醫術專業が開業するも、倒底生活し能はざるを以て、開業医の絶無なりしは、これ自然の結果なりと云ふべし。近古以來に開業せし者の無きにしもあらざれども、多くは老人か或は不完全なる医者、即ち野夫<sup>ヤブウ</sup>医者<sup>イシヤ</sup>のみなりしが、明治三十八・九年頃より御坊警察医後藤得二てふ医師が、大字吹井字糸谷の娼妓檢徴の爲に、大字大字<sup>オオジ</sup>に出張し、傍ら地方人の疾病を診察せしより、本郷土は満足せしに、本年十一月新宮警察医に任ぜられて、赴任せしに依り有志者等は、醫師招聘の協議を凝らしつ、あり。

## 亦 施設

衛生思想の發達と當局者の誘掖とに因りて、本郷土の各大字に悪疫隔離室を設置せしが、大正二年癸丑より、隣村由良村と協力して、避病室を由良村に設置して継続しつ、あり。

## 十二、交通

### イ 沿革

本郷土は紀伊水道に面する半島にして、海汀より直ちに丘岳突兀<sup>キ</sup>たりければ、日高郡の中央部より却つて、坂神地方との交通に便なるは、一目して瞭然たり。上古応神天皇が武宿禰に抱かれて、御上陸ましませし以前より、大和民族が棲息したりしも、地の僻遠なると・人煙の稀少なると・物産の多からざると等に因りて、道路開通の必要を感ぜず。本郷土人も亦交通の不便なると、他郷土に往復の頻繁ならざるとにつきて、敢えて直接に憂患を惹起せざるが故に、近來他郷土に於ては道路の改修に熱中しけれども、本郷土は依然とし

て古来の道路、即ち各大字の樵路を辿りつゝ、往復する所似なり。各大字間の道路は名こそ里道に属すれ、丘阜起伏して平坦なる道路の無きを以て、徒歩して通行するのみなれば、往昔より曾て沿革なしと云ふも敢えて過言に非るなり。

### 口総 説

前陳の如く本郷土は古来道路に關して、更に沿革を経ざれども、海岸に面せる漁村にしあれば、住民は船舶の採縦に熟練せしをもつて、往昔は遠洋漁業を営みし形跡の、無きにもあらざれども、日々漁獲せる魚類は石油発動船にて、和歌浦町或は阪神地方に輸送するが故に、天候の良否に注意しけれども、陸路の改修を念頭に置かざるなり。

### 八道 路

各大字の通路は里路なるを以て、三尺以上の規定にしあれど、之を開修するも車輪を通行すること容易ならず。殊に運搬すべきの物産に乏しければ、更に改修を急務と爲さず。故に依然として旧来のまゝなりき。然れども風雨等にて通行を杜絶せし時は、臨時に補修を加へつゝあり。

### 二橋 梁

本郷土は河川溝渠に乏しけれども、溪流数多なるが故に、耕作事業の往來に便するが爲に小板橋の架設は少なからず。いづれも長きは三間・短きは三尺・狭きは一尺なり。今右大字別に畧擧せん。

大字	個	数	大字	個	数	
大引	個	吹井	個	神谷	個	数

### 水車 輪

丘岳もて全郷土を蔽ひたれば、車輪の通ずべき平坦地の少きも以て、車輪は古来未だ曾て有らざりしが、輓近石灰石を採掘するの事業に従事するものが、採掘所より海汀に至るまで、石材を運搬するが爲に、最少なる車輪が數個を使用するのみなりき。

### へ船 舶

紀伊水道沿岸の構造は、殆んど大阪商船株式会社の専有に属し、該社に使用せる船舶は時



々変更すれども、大抵二百噸乃至六百噸のもの七・八隻と、二・三百噸の急行船二・三隻とは、昼夜回数本郷土の附近を往来すれども、寄港せざるを以て、本郷土人にして他郷土に往来する者は、比井港若しくは湯浅港より昇降しつゝあり。元來漁業地にしあれば漁舟の隻数は、他の漁村に比較せば敢えて遜色なし。今各大字別にして最近拾ヶ年間の漁舟統計を擧ぐれば

大引は

明治	三八年	隻	明治	三九年	隻
"	四〇年	隻	"	四一年	隻
"	四二年	隻	"	四三年	隻
大正	四四年	隻	大正	元年	隻
大正	二年	隻	"	三年	隻

吹井は

明治	三八年	隻	明治	三九年	隻
"	四〇年	隻	"	四一年	隻
"	四二年	隻	"	四三年	隻
大正	四四年	隻	大正	元年	隻
大正	二年	隻	"	三年	隻

神谷は

明治	三八年	隻	明治	三九年	隻
"	四〇年	隻	"	四一年	隻
"	四二年	隻	"	四三年	隻
大正	四四年	隻	大正	元年	隻
大正	二年	隻	"	三年	隻

数年前に石油発動機船を用ひて松魚漁に従事せしも漸次に衰頹して、目今捕漁を和歌浦町及び阪神地に、運搬しつゝあるもの二隻のみなりき。而して五拾石以上の船舶は、神谷に一隻と吹井に四隻と有り。

ト郵便

明治の初年より著しく発達し来たりし通信事業は、其殆どは飛脚によりて辛くも附近の町村浦との通信を辨じ、随つて数多の日子を消費せしのみにして、稍隔離せる郷土との通信は容易ならざりしに、明治八年乙亥十二月一日より由良村に郵便局を設置して、本郷土は同局の管轄区域に編入せられ、且つ大引・吹井・糸谷・神谷等四個の函場を設けられ、日々二回づゝの集配せられしに依りて、一層の便利を興へられ加ふるに、同十八年乙酉五月十日より貯金事務を開始せられ、同二十五年壬辰七月十日より爲替事務と、同二十九年七月一日より小包と外国小包と、同三十三年庚子七月十六日より外国爲替取扱と、同三十四年辛丑二月一日より電信及び電報爲替と、同四十一年戊申十二月一日より振替と、大正三年申寅二月六日に電話事務とを開始せられければ、僻遠なる本郷土も又大いに便利を感じつゝ、あり。これ至渥なる皇恩なりき。

### 手宿 屋

本郷土は古来他郷土との交通は頻繁にしあらざれば、随つて旅館の必要を感ぜざりければ、旅館を以て專業とする者の無きはこれ自然の理なり。大字吹井字糸谷は風濤の避難地にしあれば、所謂船宿と称する船夫が沐浴する家は少なからざれども、通常旅館と称して公然營業鑑札を受けて、旅客を止宿せしめつゝ、あるものは僅々六戸なり。今左に各大字別に列記せん。

大字	通称	番地	営業人氏名
大引	富多屋	七二四番地	寺井 藤楠
〃	熊野屋	三三三番地	古井 元吉
吹井	平佐	七一一番地	平林 佐吉
吹井	高松	七一〇番地	高橋 ミキノ
〃	寺岡	六九三番地	寺岡 亀助
神谷	米吉屋	一三〇番地	西濱 幸吉

### 十三、各種團体 イ 赤十字社

本郷土人の赤十字社員の僅少なる所以は、敢て該社の事業に反対して然るにあらず。主旨

を識知せざるに因れり。故に該社の主旨を識知せしめんが爲に、其筋より勧誘し来られしも、常に出漁して不在なるを以て、到底識知せしむることは、幾多の年月を經過せずんば能はざるなり。今最近十個年間の社員数は

年次	大引	吹井	神谷
明治三八年	人	人	人
三九年	人	人	人
四〇年	人	人	人
四一年	人	人	人
四二年	人	人	人
四三年	人	人	人
四四年	人	人	人
大正元年	人	人	人
二年	人	人	人
三年	人	人	人

### 口神谷婦人会

本郷土中に婦人会の設けられたるは、大字神谷の一区のみなり。今其概況を調査するに、白崎村第二尋常小学校長大畑和吉が、地方の発展を求めるとは、賢妻良母を養成せざるべからざるを確認し、今大正四年乙卯より三年前なる、大正二年癸丑六月二十日に、中流以上の未婚者八名を招集して、婦人会を設立するの必要なる所以を説示しければ、一同大いに賛成を表して、開設せられんことを切望せられし故に、該会を編成し七月十日に、大字中の十五歳以上の婦人に通牒して、発会の式を擧げ会則を討議し、神谷婦人会の開設茲に成就し、会員を左記の四種となす。即ち

- い 普通会员 神谷区内に居住する十五歳以上の未婚者
  - ろ 二種会員 神谷区内に居住する五十歳以下の既婚者
  - は 賛助会員 神谷区内に居住する五十一歳以上六十五歳以下の婦人
  - に 名譽会員 神谷区内に居住する男女を問はず品行方正にして孝識と経験とに富める三十歳以上の者
- とし目下総会員八十一名を有し、時々諸種の作法等を練習せしめつゝあり。

八白崎村青年会

明治四十三・四年の交より、白崎村青年会を設置せんとして、会則を編成し、各大字に支会を設けたれども、未だ白崎村青年会を設立せざれば、今茲に各支会の概況を畧記せん。

二大引青年会

往時より大字若連中と呼称して、存立しありたる團體を明治四十四年辛亥四月十四日に、白崎村青年会大引支会と改称して、事務所を大引六八四番地濱中岩松宅に置き、大正二年癸丑二月七日に大引青年会場と改称し、尋で新築せる会舎に移轉せり。目下会員七八名を有せり。

亦吹井青年会

明治四十四年辛亥四月に、白崎村青年会吹井支会を創設し、尋で吹井青年会と改称し、目下二十八名の会員を有し、会則に依りて実行しつ、あり。

へ神谷青年会

明治四十四年辛亥四月に、白崎村青年会神谷支会を開創し、尋で神谷青年会と改称し目下五十六名の会員を有し、会則を実行しつ、あり。  
要するに該三青年会は、いづれも大同小異なる会則を設けて、教育勅語及び戊申紹書の聖旨を遵奉し、漸次に風俗を改良しつ、あり。且つ青年会員は船舶を操縦するの術に、熟達せるを以て、附近に難破船のある毎に、勇進猛往して救助に努めるが故に、殊に世の爲功績を奏しつ、あり。中にも吹井青年会に報恩会をも併置して、毎月数回講話会を開催して、特に好成績を掲げつ、あり。

ト尚武会

該会員は目下 ……………

子武徳会

該会員は目下 ……………

十四、名所旧跡

本郷土は石器時代より、人類の棲息せし形跡を有すれども、現時に存在する名所旧跡とも

称すべきものは

白崎 海獺島 鏡の森 フケ城趾

等にしあれど大字区劃の條に出せしを以て、此処に再記するの要無し。

十五、遺跡

本郷土は太々古より、人類の棲息せし地にしあれど、古記録等の遺留なきを以て、記載すべき材料に乏しく、唯大字大引字神田に古墳のなせるあるのみなりき。

十六、古今著名の人物小傳

本郷土に古来より、聯綿相続せる家系は無きにしもあらざれば、調査せんと欲すれども、據るべきの古文章無きを以て、記録すること不可能なりき。

白崎村郷土誌 完

## 白崎村郷土誌後記

- 一、本郷土誌原本は、白崎村役場に保管され、三十字詰十二行原稿紙百三枚に記されており、印刷又は謄寫版印刷ではない。
- 一、著者は比井崎・丹生・切目川の各村誌と同じく匪石小川仲記氏である。
- 一、本郷土誌の存在を知ったのは、田辺町誌所載の記事からである。
- 一、前記小川氏著の三郷土誌に比較すると、や、「づさん」な様に思れる。
- 一、本紙原本は白崎村長岩崎茂助氏に借用したものである。

一九五〇年五月十六日

於日本專賣公社御坊出張所庁舎  
筆寫のペンををかんとして

清水 長一郎

## 白崎村郷土誌の活字化を終えて

- 一、書棚に保管中の、手書き写本の活字化を進めて約一年、やっと『白崎村郷土誌』迄完了した。
  - 一、この写本には転写の折の間違いか・原本の誤りを訂正した、赤の取消しラインがあり、その下に赤字が追加されていたので、そのまま写した。
  - 一、大字別や年度別の調査数字が全然記載されていなく、記載漏れか・調査が間に合わなかつたか・又は転写時に記入しなかつたのか、不明である。
  - 一、十一月二、三日に川辺町文化祭が開催されるので、『白崎村郷土誌』・『丹生村誌』・『稻原村勢一斑』・『塩屋村郷土誌』他六村誌を、郷土資料として出展する予定にしている。
- 平成十五（二〇〇三）年十月二十一日

清水 章博